

参議院文教委員会会議録第三十二号

昭和三十一年五月二十二日(火曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君
委員 雨森 常夫君
川口爲之助君
初木 亨弘君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
成瀬 橋治君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

国務大臣 文部大臣 清瀬 一郎君
政府委員 自治庁財政部長 後藤 博君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

文部省初等中等教育局地方課長 木田 宏君

○本委員会の運営に関する件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、昨晩開かれた理事会の経過について報告いたします。

御承知の通り昨日の衆議院文教委員会、教科書法案に対する質疑を終了したまま散会いたしました。従って昨日の委員会に報告いたしました通り、理事會においては逐条審議については決定を行わず、本日の委員会では昨日の質疑を継続し、逐条審議については委員会散会後理事會を開き、協議決定することになりました。

また、昨日の理事會懇談会において先日の当委員会における文部大臣の発言に関連して、松澤一鶴君からその間の実情について説明を聴取いたしましたのでありますが、その内容については、出席委員も多数でございましたので省略いたします。本件については、本日の委員会の劈頭文部大臣に対し質疑を行うことといたしました。その質疑はできるだけ簡単に短時間をもって

終ることに了解を得ております。

以上報告の通り取り違ふことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(加賀山之雄君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法律施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 ただいま委員長から御報告がありました、清瀬文部大臣の去る十五日日本委員会においての矢嶋委員並びに私の質問に対する答弁に関連してお尋ねいたします。文部大臣は、十五日私並びに矢嶋委員の質問に対して、そういうことは無いというふうにはっきり言い切っておられますが、そのことについては、今日もなおその通りであるということをお断言なさるかどう

か、まずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) あのときの全体の様子は私は第一に、私は参議院の公聴会の問題を頭に置いておりました。それからもう一つは、公聴会の内容のことを頭に置いておりましたので、松沢君に衆議院で私語したことは忘れておりました。そのことはきのうの公聴会のことを私伝え聞きましたが、大体松沢君の言う通りでございます。

○湯山勇君 それでは、大臣の口からそのことを一つはつきり経過を追ってお述べいただきたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) あれは、こ

ういうことなんです。たしか、時は三月の八日と思います。今御審議願っておる教育委員会法を衆議院に提出した日であるのです。松沢君は私に夜会見をお申し出になつたことを私家へ帰って聞いたんです。しかし、夜のこともありません、会見は、私の私宅ですからね、適当ならぬと思つて断りました。

す。あすでも国会で会うたらどうだと断りましたが、しかし、電話で話をすることになりまして、それじゃ電話で聞こうというんで、聞きました。私は宴会から帰つたときでありました。私は実は幾らか酒気を帯びておりました。(自分が帯びていた「相手手」と呼ぶ者あり) 相手のことはわからない、電話ですから。しかしながら、私と同じように早口で大きな声です。ね、そういう情勢であつたんです。私の言うことに対して適切なお答えもなく、また、私も向うの言うことに対して適切な答えをせず、同じようなことを言い合つておつたのです。

それは趣意は——そういう場合ですから、幾らか違ふかわかりませんよ。趣意は、われわれは一体選挙を受けた委員だ、内閣が提案するのには僕らに懸つて、諮問せずに提案するのはけしからぬ、こういうふうの私に対する叱責です。古いなじみでもありませんけれど、近時懇意に願つて、君、僕の言葉づかいですから、そこで私は幾らか冗談のつもりで、あるたとえをしたのでございます。たとえの内容は今日あな

た方御承知でありますけれども、まあ言わない方がいいんです。それでその晩は寝て、約束通り翌日会いましたんです。会つた場所は、参議院の自由党の第八控室と思ひますが、会うていきなり、松沢君、きのうは失敬した、あれは君取り消したよ、私いきなり言つたんです。軽く言いました。それで松沢君ともう二人ほど同行者がありました。そこで今度は丁寧な言葉で教育委員会のことをおつしやつて、

ずっと私は聞きました。だがしかし、だんだん自分の言葉で自分で興奮されて、私にちよつと無礼なことをおつしやつたんです。それで私は、聞き捨てならぬ、おれは政治で意見が間違つておるといふことは非難されるが、道徳的のことをおつしやるという非常に残念だ、といったようなことを私言つて反撃したんです。そうすると、松沢君は、それに対して断わりのような、まあ謝罪のような言葉をお使ひになつたから、それは君が必要ない、友だち同士だ、そんな言葉をややまる必要はない、そのかわりに、君の今言つた言葉も、僕の昨晩言つた言葉も、どちらもなかったこととしようと言つて握手をして、そういうことなんです。だから、一べん取り消して、またなかったことにしようという約束をしておるのです。

ところが、どういふわけか、そのことが文書に載りましたから、そこで予算委員会で、たしか矢嶋さんじゃなかったですか、そのことの有無をたださ

も、しかしそれはいいことにしている、向うの人もないことにしている。ただ、あれはないことにしている、席を横に行つて耳打ちしたのが、それが湯山さんのお問いの大臣就任以来公述人に対してああいうことを言つてくれ、ああいうことを言つてくれるなというようにことを依頼したかというので、この依頼にもし当るならば、私の失策であります、私の答えはですね。主として供述の内容のことを頭に置いておりましたから、湯山さんの抽象的なお答えについて失念をして、

ないと言っているということを言われるのでございませうか。ありません。速記録にないんです。どこどころがあるの、ございませうか。ちよつとこれ、あれば指摘していただきたい。〔それは大臣、幾ら読んでもないですよ。〕「何も言っていないのだから言っていないだけのことです。」「まあ読んで下さい。」「大した問題ではないのだから審議を始めようや。」「虚偽の答弁しているのですよ。これは自民党とか社会党という問題ではないのですよ」と呼ぶ者あり。

○矢嶋三義君 今、松沢公述人が衆議院でないと公述している、私もないといつておると言っているが、松沢公述人はどこでないと書いておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そこをちよつと読んでみて下さい。否定している。○矢嶋三義君 いや、否定していません。ただ、辻原委員の質疑に対して、酒を飲んでおつた云々ということがあるがどうかという質疑に対して、そんな酒を飲んで、酒気を帯びておつたとか、料理屋から電話をかけたというやうなことは絶対にないとはつきり言い切っている。あとでそういうやうなことはないといふことを、これは松沢公述人はきつと長く答弁していただきます、これを読めば時間がかかるから読み上げませんが、否定したものはどこにもありません。そこで大臣は松沢公述人は衆議院においてそういうことは

ないと言っているということを言われるのでございませうか。ありません。速記録にないんです。どこどころがあるの、ございませうか。ちよつとこれ、あれば指摘していただきたい。〔それは大臣、幾ら読んでもないですよ。〕「何も言っていないのだから言っていないだけのことです。」「まあ読んで下さい。」「大した問題ではないのだから審議を始めようや。」「虚偽の答弁しているのですよ。これは自民党とか社会党という問題ではないのですよ」と呼ぶ者あり。

○国務大臣(清瀬一郎君) これで言ひたいことはあるのですよ。これ、ないことを彼が言つたのです。この辻原君の問いの終りの方は、文相とのその晩の話を明確に言えという問いがあるのです。それに対してその晩の話を、酒を飲んでおらん以後、ちよつとこれを読みます。お互いに選挙であるが、それぞれ任務が違つておるので、私は代議士、向うは教育委員です。違つておるので、法律を作るについてはそれぞれの担当者には聞くことはないといふやうなお話で、なおもわれわれは、この協議ができるかできないかといふことについてお話を伺いたかつたのであります、その日はそのままだ臣に電話を切られたので、これはどつちが受話器をおいたか知りませんが、電話が切れた、ちよつとまずい切れ方ですけれども、私もお伝えするところ、また翌日その点について御返事を伺ひに国会に行きまして、参議院の第八控室へ行つたのです。そこでこの話を問う人の方は、そのことを言わさんがための問いをしておりまして、これは飛ばして証言をしておるのです。だからこれが言わなかつたといふことなんです。今こつちうふうな御審議でありますから、私はこつちうなことがあつたけれども、これは言わないことにしてあるといふいきさつを御審議のために言つておるけれども、それさえも言わないでそれを飛ばして証言しておるということが松沢君の義理がたいところで、それであつて

いう、〔私はなかりしことと言つてゐる、松沢君もなかりしことと言つてゐるじゃないですか〕と呼ぶ者あり。なかりしことにしたけれども、皆さつとばらんなどとは言わないで、そのことを飛ばして言つておるのです。〔法律を作るにについてはそれぞれの担当者には聞くことはないといふやうなお話で、これは少し不正確ですけども、そういう話はしておるのです。ここへ入るのです。それだけのことは「担当者」でなくして私は利害関係者と言つてゐるのです。法律を作るには、直接の利害関係者といふのはあまり強いじゃないか、ここへいくのです。ここへ松沢君がそのことを言うなら入るのです。それを言わないで「なおもわれわれは、この協議ができるかできないか」といふことについてお話を伺いたかつたのであります、その日はそのままだ臣に電話を切られたので、これはどつちが受話器をおいたか知りませんが、電話が切れた、ちよつとまずい切れ方ですけれども、私もお伝えするところ、また翌日その点について御返事を伺ひに国会に行きまして、参議院の第八控室へ行つたのです。そこでこの話を問う人の方は、そのことを言わさんがための問いをしておりまして、これは飛ばして証言をしておるのです。だからこれが言わなかつたといふことなんです。今こつちうふうな御審議でありますから、私はこつちうなことがあつたけれども、これは言わないことにしてあるといふいきさつを御審議のために言つておるけれども、それさえも言わないでそれを飛ばして証言しておるということが松沢君の義理がたいところで、それであつて

私はありがとつと言つてゐるのです。○矢嶋三義君 もう一回だけ。そのあと湯山委員、荒木委員が質疑して、さういふことを言われたら、こゝで切るわけいかんと思つたのです。あなたはさつき自分の、なかつたと言つてゐるが、松沢君もなかつたと言つてゐる、さういふ言つたと言つたといふ、活字は出ていないなんといふことは言つていない。さういふことはなかつたと言つてゐるのです、はつきり。それは大臣常識で考えてわかるじゃないですか。松沢君に耳打ちしたから、松沢君が遠慮して、質疑があつたにもかかわらず酒を飲んではいなかつた、心外だといふことだけ言つて、その点は松沢さんは遠慮して肯定も否定もしないやうに扱つていないのです。松沢さんそれだけの態度をとつてゐるのです。あなたが頼んだからさうしてゐるのです。それをあなたは松沢さんはなかつたと言つてゐる、さういふことは言つていない。触れなかつたといふなら、それでわかりませう。しかし、あなた自分で頼んでおいて松沢さんに。だから松沢さん遠慮して言わなかつたのを文部大臣から云々される、さういふことを大臣こゝで言つちやいけませんよ、いかがですか、反省いたしませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) どうか一つ私の申すことは、意味で一つおとり願ひたいのです、意味でね。松沢君はその話はすつかり言わないうで、翌日のこゝへ移つておるのです。

○荒木正三郎君 私もこの際一点だけお尋ねをいたしておきます。先ほど文部大臣は昨日の拡大理事会において、

松沢君がお話しになつたことは、大体その通りであると思ひますと、さういふお話をいたしました。これは加賀山委員長から拡大理事会の松沢君の話されたことをお聞きになつたのですか、あるいはまたどなたからお聞きになつたか、はつきりしておきたいと思ひますので、お尋ねをいたします。

○国務大臣(清瀬一郎君) けさほど、ここにおられますか、田中君よりきのうの状況はさうだつたといふ話は聞きました。

○矢嶋三義君 いや、否定していません。ただ、辻原委員の質疑に対して、酒を飲んでおつた云々ということがあるがどうかという質疑に対して、そんな酒を飲んで、酒気を帯びておつたとか、料理屋から電話をかけたというやうなことは絶対にないとはつきり言い切っている。あとでそういうやうなことはないといふことを、これは松沢公述人はきつと長く答弁していただきます、これを読めば時間がかかるから読み上げませんが、否定したものはどこにもありません。そこで大臣は松沢公述人は衆議院においてそういうことは

いう、〔私はなかりしことと言つてゐる、松沢君もなかりしことと言つてゐるじゃないですか〕と呼ぶ者あり。なかりしことにしたけれども、皆さつとばらんなどとは言わないで、そのことを飛ばして言つておるのです。〔法律を作るにについてはそれぞれの担当者には聞くことはないといふやうなお話で、これは少し不正確ですけども、そういう話はしておるのです。ここへ入るのです。それだけのことは「担当者」でなくして私は利害関係者と言つてゐるのです。法律を作るには、直接の利害関係者といふのはあまり強いじゃないか、ここへいくのです。ここへ松沢君がそのことを言うなら入るのです。それを言わないで「なおもわれわれは、この協議ができるかできないか」といふことについてお話を伺いたかつたのであります、その日はそのままだ臣に電話を切られたので、これはどつちが受話器をおいたか知りませんが、電話が切れた、ちよつとまずい切れ方ですけれども、私もお伝えするところ、また翌日その点について御返事を伺ひに国会に行きまして、参議院の第八控室へ行つたのです。そこでこの話を問う人の方は、そのことを言わさんがための問いをしておりまして、これは飛ばして証言をしておるのです。だからこれが言わなかつたといふことなんです。今こつちうふうな御審議でありますから、私はこつちうなことがあつたけれども、これは言わないことにしてあるといふいきさつを御審議のために言つておるけれども、それさえも言わないでそれを飛ばして証言しておるということが松沢君の義理がたいところで、それであつて

私はありがとつと言つてゐるのです。○矢嶋三義君 もう一回だけ。そのあと湯山委員、荒木委員が質疑して、さういふことを言われたら、こゝで切るわけいかんと思つたのです。あなたはさつき自分の、なかつたと言つてゐるが、松沢君もなかつたと言つてゐる、さういふ言つたと言つたといふ、活字は出ていないなんといふことは言つていない。さういふことはなかつたと言つてゐるのです、はつきり。それは大臣常識で考えてわかるじゃないですか。松沢君に耳打ちしたから、松沢君が遠慮して、質疑があつたにもかかわらず酒を飲んではいなかつた、心外だといふことだけ言つて、その点は松沢さんは遠慮して肯定も否定もしないやうに扱つていないのです。松沢さんそれだけの態度をとつてゐるのです。あなたが頼んだからさうしてゐるのです。それをあなたは松沢さんはなかつたと言つてゐる、さういふことは言つていない。触れなかつたといふなら、それでわかりませう。しかし、あなた自分で頼んでおいて松沢さんに。だから松沢さん遠慮して言わなかつたのを文部大臣から云々される、さういふことを大臣こゝで言つちやいけませんよ、いかがですか、反省いたしませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) どうか一つ私の申すことは、意味で一つおとり願ひたいのです、意味でね。松沢君はその話はすつかり言わないうで、翌日のこゝへ移つておるのです。

○荒木正三郎君 私もこの際一点だけお尋ねをいたしておきます。先ほど文部大臣は昨日の拡大理事会において、

章ですから読みます。それによりまして「私の友人も」これは松沢君をさしおることは疑いありません。私の友人も、国会の公聴会等と呼び出されて質問を受けたが、答弁はいたしおりました。事実的にその問答は正しいです。と、こういう答弁を四月二十七日の本委員会において、私の質問に対して答えておられるのであります。これは今矢嶋委員からもお話がありました。松沢公述人は衆議院の公聴会において質問があったけれども、この問題については触れておられないのであります。そうすると、この公聴会において文部大臣が松沢公述人に対してその話はしないようにしてくれと、前もって大臣から依頼があった。それから質問があったに對して、松沢公述人はこの問題に触れておられないという事実、これは二つとも事実の問題でございますから、見解の相違というものはないわけでありまして。そこで私はきのうの拡大理事会で松沢君に尋ねました。質問に對して四人云々の問題をなぜ答えなかったのかと、こういう質問に對して、その理由の中の一つには、大臣が前もってこのことについては依頼があった、そのことが頭にあったので言わなかったのだと、こういうふうに松沢君は言っておられるのです。そういういたしますと、文部大臣の答弁あるいは公述の席上における文部大臣の松沢君に對する依頼、それからまた、松沢君が公聴会で述べなかった、こういう事実、三者を総合して考えると、ここに出てくる結論ははっきりしておると思うのです。それは公述人に真相を述べさせな

った、これは大臣にあるということがはっきりしてゐると思ふのであります。そこで私は大臣にお尋ねいたしますことは、こういう事実関係はお認めになると思ふのですが、この席上ではっきり言つてもらいたいと思ふのであります。

○國務大臣(清瀬一郎君) いや、そうじゃないのです。きょう言わないようにしてくれじゃないのです。言わないことになつておるぞ、君も僕もあのときなかりしことになつておるぞという記憶を喚起しただけのことで、(意味は同じだ)と呼ぶ者あり)意味は同じになるかも知れませんが、それであることはどちらの名譽に關することだから、言わないことになつておるぞという記憶を喚起したつもりであります。松沢君もその意味だろうと思ひます、けれども問題はしかしそこにあるので、あのことはないので、きょういふことを言ひたいのは当りません。(おかし)と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 私はもう少し簡単に尋ねをいたします。それでは公述会の當日、大臣はなぜわざわざ松沢公述人に對して、あのことは言わないでいてくれと……

○國務大臣(清瀬一郎君) だいたいお聞きですが、松沢君とあのことをなかりしことにすることは、三月の九日でしたか、八日の翌朝でしたか、約束してあるのです。その約束を私も守つておるのです。また向うも守つておるのです。ですから主たる動機は、なかりしことの約束に基づくものであります。もし、松沢君がこれをあるといふことを言つたら、また松沢君の私に對した言葉もこれは自然言わなければならぬことになるので、お互いにまずいから、これは相殺でないので、事実自身はないのです。私の手落ちも、それを松沢君に思ひ起させるために、荒木君に僕はないように答えておるぞといふことを言つたのです。それが湯山さんのおっしゃる圧力を加えたことに當るかどうかという点だけが、問題であるのです、問題の焦点は、そういうふうに御解釈を願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 これはやはり問題の中心になると思ひますので、はっきり確かめたいと思ひます。それは文部大臣の今の言葉をかりれば、あれは言わないことになつておるのだぞと、こういうことを松沢君に言つた、しかしあの問題については、公述会の席上でも大臣も御承知の通り質問が出ておるわけなんです。そうすれば、言わないことになつておるぞといふことによつて、松沢君は述べられぬといふ立場に置かれてゐるじゃないですか。それは認めますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私のそのときと言ひたいことは、三月九日の朝、二人で約束をして手を握つた、その約束が効力を持つておるのです。松沢君も私にちよつと無礼なことを言つておつ

て自分であやまり出したので、何、君はあやまる必要はない。僕も失敗しておるのだから、どつちもなかりしことにしようと思つて別れておる。その約束が効力を生じて、そうして言わなかつたものと私は思つておるのです。しかしながら、そのところを私は忘れて、あつさり湯山君のお問ひに答えたことは、これは私の答えが當時それを失念して、あなたの抽象的なお問ひに對して否定したのは、これは私の否定の仕方が悪いのです。私が頭が悪かつたのです。あの席で言ひましたか、帰りがけでしたか、それだつたらあるが、(私の質問に答えて下さい)と呼ぶ者あり) そういうことなので、今ここで御審議願ひるのは、湯山君の質問に對して私が抽象的に絶対ないと言ひしたのは、この問答のことを私忘れたおつたのです。そのほかに、あれ自身は二人約束して手を握つて、なかつたことにする。私もそれを守つて参議院の委員会でもございませんと言つておるのです。だから松沢君も人に聞かれても、そのことは言つておらぬのです。男と男と約束して、あれはどつちもなかりしことにしたので、生涯、昔の言葉でいへば舌が切れても言わぬといふことで、これは當りませぬです。(質問に答えて下さい)と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 文部大臣の答弁を聞いておられますと、質問に答えないで、だから自分の勝手なことばかりしゃべつておる。私の質問に答えてもらいたいと思ひます。公述会の當日、大臣は松沢君に對してあのことを言わないことになつておるぞと念を押したのでしょう。

○國務大臣(清瀬一郎君) それは認めます。そのために質問があつたけれども、松沢君はそのことを答弁しておられないのです。これは明らかにかに公述人の意思というものを曲げておる。これははっきりしておる。なぜ、なぜ、そういうことを文部大臣は言ひたいのか、松沢君に對してあれは言わないことになつておる、なぜそういうことを言ひたいのか。公述会の席上でなぜ言ひたいのか、その理由を明確にしていただきたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私は男子が約束をして、しかも男の名譽に關することを約束したときに、その約束を自分も守りますし、人にも守つてもらいたい、かように思つておるのです。

○吉田萬次君 議事進行について、きのうの理事会で、大体文相に對する質問は二十分ないし三十分というふうにきめてあります。今の御質問を聞きまして、際限のないように感じますので、適當な時間において質問を打ち切りたいといふことについてのお取り計らいをお願いいたします。

○矢嶋三義君 私もし理事会に出た一人でございますが、私あのかきに繰り返し申し上げておいた点は、大臣の答弁内容によつて早くも済むし、時間もかかるであらう。しかし、法案の審議もあるのだから、委員長初めお互いの良識によつて適當に質疑いたしたい、こういう話であつたわけなんです。ところが先ほどの大臣の答弁では、もう少し質疑していただかなければ、これで終りといふことは、これは良識を持つてゐる人が、あなたが考へても認められない点と思ひますので、もうしばらく質疑

○國務大臣(清瀬一郎君) いや、それは言ひたいです。

○荒木正三郎君 先ほどそういうお話がありました。これは松沢君もそういうふうに言つておられます。否定され

○國務大臣(清瀬一郎君) いや、それは言ひたいです。

疑を懸念することを主張いたします。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長も昨日の理事会の決定に基づきまして、できるだけ短時間に終ることを希望いたします。

○矢嶋三義君 私には簡単に伺いますから、大臣も答弁のポイントだけお願いいたします。松沢公述人の公述内容、文部大臣は賛成でございますか、反対でございますか。

○逋務大臣(清瀬一郎君) 公述は衆議院の公述です。

○矢嶋三義君 その通りです。

○逋務大臣(清瀬一郎君) それは又対です。

○矢嶋三義君 ここをずいぶん高い調子で、法律案の提出経過並びに法案そのものの内容について反対意見をずいぶん積極的に述べております。大臣が反対だといわれるのはごもっともだと思ひます。

それでは伺いますが、非常に高い調子で提案者であるあなたと、反対の公述をされた松沢公述人のわざわざあなたはその行つてありがとうとお礼を言つたのは、どういふ意味でございませうか。

○逋務大臣(清瀬一郎君) それは名譽に關すること、男と男の約束をした以上は、私も言いませんでしたが、向うも約束をかく守つたからでございます。ちよつとこれは言ひますが、さつきから言はないことになつておると言つたのは、ないことになつておると約束をしてゐる、初めに……八日の日は……それじゃあれはないことにしよう、君が僕に侮辱の言葉を言つたこともない、僕があつた話をしたこともないことになつておるのです。男と

男が、こういうことは今の道徳ではどうか知りませんが、ないことにしよう、こういうことで、私もないことにして、たびたび私も答えておらず、あの人もないことにして答えておらぬので、今の世の中で、このくらい義理がたい男はないので、ありがたうとそういうふうに言つた。

○矢嶋三義君 笑ひ事じゃない。では伺いますが、あなたは衆議院の公聴会の部屋に松沢氏を見つけたときに、あの松沢公述人がないことにしておつたと言つた、あの事をしゃべつてくれたらいいなあと考へておられたか、しゃべつてもらつたら困るなあと考へておられたか、その点をお答へ願ひたい。

○逋務大臣(清瀬一郎君) 松沢君もあれだけの人物でありますから、これは言われないに相違ないと思つておりました。

○矢嶋三義君 しかし、念を押したわけですね。

○逋務大臣(清瀬一郎君) さうです。

○矢嶋三義君 ということは、そういうことを松沢氏は言うべきでない、言つてもらいたくない、そういう意思を持つておられたわけですね。

○逋務大臣(清瀬一郎君) そうです。

○矢嶋三義君 そのことは松沢氏に言つてくれるな、あのことは言われないことになつておるのだぞという積極的な行動並びに発言として現れたわけですね。わざわざ席へ近寄つて行つて言つたわけですね。

○逋務大臣(清瀬一郎君) そうです。

○矢嶋三義君 そこでその意思があつたのは、その意思に即応して果せるかなそれは辻原委員の質問の仕方、私

はちよつとまずかつたと思うのですが、公述人は遠慮して、そういうことがあつたということは言われない、もちろん否定をして言つたわけですね。それであつたのははつとして、ありがたうという言葉が出たわけですね。

○逋務大臣(清瀬一郎君) そうです。

○矢嶋三義君 ということは、あなたは明らかに公述人の公述をあなたの期待する方向に持つていこうという意思をもつて、それを行動に移し、それが成功したことを喜び、お礼を言つておるわけですから、行政府の、しかも法案提出者としておられたその行動は、これが事実である以上、きつめて遺憾なことであるといふことは、明々白々だと思ふのです。私が今議論していることは、そういうことはなかつたことにしようとお互いに話し合ひをしたとか何とか、そういうことは問題ではない。つまりあなたと松沢さんの男と男の話の間でどんな話し合ひがあつたとか、そんなことが悪いとかいいとかいふ問題じゃない。そういう話があつたといふことは事実だといふことを認定された、それに基づいて、三権分立のときに、行政府、しかもこの法案を責任を持つて国会に提出したところの責任者であるあなたが、このあなたの立場を守るために、その法案の通過を容易にするために、その公述人に、かような公述をしてほしいという期待と念願をもつて、それをあなたが行動に移し、それが成功してお礼を述べたに至つては、これは、あなたは法律家であるが、行政府のしかも長として、相

当に私は反省するところがあつてしかるべきだと思ふのですが、どういふお考へにおられますか。

○逋務大臣(清瀬一郎君) この日本の一番政治を守るべき裁判でも、個人の秘密に關することは、証言拒絶の権利があるのではありません。公述は裁判の証言ほど厳格なものではありませんけれども、それでも男子の名譽に關することとして、お互いに極秘を約束したことを公述しなければならぬという義務はないと思ひます。その条理をわきまえて、それから日本社会の伝統に従つてあれはないことという相盟約したことを言わなかつたといふことは、私は責むべきことじゃない、かように思つておるものであります。

○矢嶋三義君 そういふことを言つていない。最後に湯山理事からちよつと、暫時休憩のあれが出てゐるようです。それから、ここで休憩前に一つだけ聞いておきますが、あなたはそういう働きかけをしたといふことを遺憾なことに考へませんか、不適当であつたとお考へになりませんか。しかも、そういうことは事実であつたので、その後法案の審議をわれわれに要請しながら、その文部委員会に来て、荒木委員の質問に、あるいは私の質問にあつた回答をされて、あなたは法案を審議していただいてゐる立法院の文部委員会の諸君に對しては、軽率であり、申しわけなかつたといふような、そういう氣持はあなたはないのですか。

○逋務大臣(清瀬一郎君) これは二つ事柄を分けてよくお考へ願ひたい。あのことはなかつたのです。それゆゑに私も答えず、それからして先方も答へなかつた。私はそれはそれでいいと思ふ。私の遺憾と思ふのは、ただ湯山委員が、絶対にありませんかといふのに、私は絶対にありませんかといふた

は、あのことが、君なかつたのだぞという記憶を喚起したことがそれに當るとすれば、不正確な疎漏な答へをいたしておることになります。その意味の疎漏は認めます。しかしながら、あまり湯山さんはずっと広いお開きをなすつてゐるのです。もし、このことをお開いになつたら、私はイエスと言つたらうと思ふのです。この前もそうだったんです。あまりあなたのお開いが一般的だからもう少し具体的に言うて下さいといふ註文をしたことは、私あると思ひます。これも同じカテゴリーのことでありませう。松沢君に向つてあれは君なかつたことになつてゐるぞと彼の記憶を喚起した、その記憶の喚起などは実はせんでもよかつたんです、ほんとうは。しかしながらそれを忘れて絶対におりませんと言つたのは、私の答へる疎漏でございませう。

○湯山勇君 大臣は私の聞き方が悪かつたような御発言がございませう……。

○逋務大臣(清瀬一郎君) 悪くないけれども、あまり抽象的なんです。

○湯山勇君 それは大臣はいらうあちらこちら上手に答弁をされますから、私はざりざりのところから固めていこうと思つてお尋ねしたところが、ああいう御答へがあつたわけですね。従つてこの大臣の御答へについては、ただいまそれはあのとき答へた通りではないといふ御言明がありましたから、それはそれとして、松沢氏に對する問題も男と男と約束したと言ひながら、大臣は松沢氏を信頼しないで、今矢嶋委員、荒木委員が御指摘の通りそのときに重ねてそれを喚起しておる、酒氣を帯びておる云々も、あなた自身が酒

気を帯びておりながら、この委員会の会議録にも二度にわたって相手は酒氣を帯びておった、しかもよく知っておる人だから、電話の声でもよくわかるとまでおっしゃっております。この問題は重要であると思えますので、われわれとしては二、三分間それについての協議をいたしたいと思えますから、委員長にお願ひしたいのです。このままで二、三分休憩をお許し願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) ただいま湯山委員からお話ございましたが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○中川幸平君 先刻からの質疑を聞いておると、何を究明せんとするのであるかわれわれ了解に苦しむ。というのは、昨日松沢参考人も呼ばれていろいろな話も聞かれた通り、また立法院で大臣なり政務次官なりが、法案の内容について虚偽の説明をしたというなら、これは相当問題もあるであらう。しょうけれども、かようなことで何を究明されるのかわれわれも実際(中川さん理事会で決定して質問されているんだから)と呼ぶ者あり。いつまでもそれをやられるから……。それでは委員長において一つ御判断を願って法案の審議に入られることをお願いいたします。

○委員長(加賀山之雄君) それでは、このまま五分間休憩いたします。速記をとめて。

午前十一時二十四分速記中止

午前十一時五十三分速記開始
○委員長(加賀山之雄君) 速記を始めて。

文教委員会を再開いたします。

○秋山長造君 私は今朝来の文部大臣の御答弁を聞いておりました、全く承服できません。まことに私はもう遺憾のきわみだという感じを持っています。事実を認められたのやら、認められぬのやら、また、それに対して悪かったというお感じを持っておられるのやら、持つておられぬのやら、全く文部大臣の御心境をはかりかねて居るのです。こういうものはっきりとした事実に対して、文部大臣が常に口にされるごとく、男と男というのを口にされておりますが、こういう明白な事実を通り男らしく私は事実、悪かったら悪かった、こうおっしゃるが私は当然だと思ふ。これが日本の道徳です。これが男の道徳だと思ふ。にもかかわらず言を左右にして、はなはだ無誠意な答弁を改められない、依然として、去る十五日の理事会におきまして、この問題の扱いについて協議をされましたときに、私もはこういふ問題はもう双方を呼んで、そして対決してもらつて、そして事実をただせば、それでもう一度で事実を明白にする、こういう主張を理事会においていたしました。委員長に対しては強くそういう手続をとっていただくようにお願いをしたわけなんです。ところがそのときに、委員長はまあいさなり双方を呼んで公開の席で対決というよりなところまでいくことは、どうも一方は一国の文部大臣、一方はまた全国の都道府県教育委員会協議会の会長、こういう世間に対しても非常に大きな影響力を持った方々を、いさなり公開の席において対決させるというよりなことは、どうもちょっと慎重を期さねばならぬじゃないか、まあそういうことをやる前に、まず第一段として拡大理事会ともいへば秘密会を開いて、そして速記をつけないで双方に出席を願つて、さつぱらに話し合おうじゃないか、でその様子を見た上で事後の処置を考えてもいいじゃないか、決してこれをそういう方法によつてうやむやにするつもりはない、こういうようなお話しであつた。で、私も委員長のおっしゃることは、これはむげに否定はできない、一理あるということ、で、委員長のおっしゃる通りに私も拡大理事会を開いて双方を呼んで、そしてお尋ねするということも承服したわけなんです。ところが昨日の拡大理事会におきましては、なるほど問題の一方の人である松沢一鶴氏は見えになりました。しかしながら文部大臣はおおっしゃることだけをお互い聞いたわけなんです。そしてそのときの空気が、これは口に出して言うと言わざるにかかわらず、委員長以下互野党を問はず、全員がこれは松沢氏の言うことがほんとうであろう、こういう感じを持ったことは、これは否定できないと思ふ。にもかかわらず今日のこの委員会において、今朝来の清瀬文部大臣の御態度、また、御答弁の内容を聞いておりました、全く私も失望したのであります。予期に反したのであります。こういうことは、私もこのまま引き下がる、承服するというわけにはいきません。これはもう断じていきませぬ。そこで委員長として十五日の理事会におけるお約束を思い起していただいて、この事態を今後どのようにお運

び下さるのか、どのようにやむやにしないと言われた、そのうやむやにしない方法をどのようにお考えになるのか、その点を私は失礼でなければ、委員長にお伺ひをいたします。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。理事会では、確かにそういうお約束をしております。今朝来文部大臣に聞かれたことによつて、事実の内容について、私は一向食い違つていない、文部大臣もきのうの松沢一鶴氏の言われたことと同じことを言つておられたと私は聞いておる。それから湯山委員に対する質問事項につきましましては、湯山君の質問が本院の公聴会の公述に対する質疑でずっと続いてきていない段階で、大臣はたれにも会つたことはないか、たれにも言わないとか、あるいはこれを言つてくれと言つたこととはないかという質問が続いてきておつたので、その継続から見れば、大臣としては先ほどからそれは十分な答弁ではなかつたというように釈明をしておられる。私はそれで事情が比較的はつきりしたんじゃないかと考えております。しかし、まだなおこの上にこの問題を追及されるという御意思であるならば、さらに理事会でこの問題を御相談する以外にないと私は考えています。で、私はいつも申し上げますように、本法律案の審議はきわめて重要なことであるから、これは確かに今の問題をうやむやにしたいとは思ひませんけれども、いわば私は大事の前の小事と申しますが、大事を控えているのであるから、ぜひとも本法律案自体についての質疑をお始め願ひたい。これが委員長の気持でございます。

○秋山長造君 私は、ただいまの委員長の御言葉によりますと、委員長は依然として、この問題はうやむやにするつもりはない、はつきり伝える、こういうお考えであるやに承わつたのであります。その点は私の承わつた通りでございます。

○委員長(加賀山之雄君) うやむやにしたくはないが、私自体はいたしましては、今朝来文部大臣のお話しによつて、事実にはつきりしたと思ひます。ただ、答弁の食い違いと申しますか、こういう問題が多少残つて居るかと思ひますけれども、いまだばく然模範として、つかみどころがないというふうには、委員長は考へておりません。

○秋山長造君 うやむやにするつもりはない、それから今朝来の大臣の御答弁の中から大体わかつたような気がする、こういうお言葉ですけれども、この点は私は委員長と根本的に見解を異にします。私は何を言つたのかさっぱりわからん。まるでだばらの吹き散らしたような、きわめて不謹慎な感じを私は強く受けました。しかし、その点は委員長と私とのあいだは受け取り方の違いかもしれないが、しかしそれにはいたしません、委員長のたゞいまのお言葉によりますれば、まだ双方の答弁の食い違いが多少は残つておるかもしれないということでございます。だからその点は委員長において十分徹底して御了解になったというところじゃないと思ひます。依然として問題は、多少の相違はあるにいたしませんが、残つておるということだけは確かなんです。もう私は、委員長がただいまおっしゃる通りに、

この委員会を早く軌道に乗せて、そうして一般質問を続けたい、こういうお言葉でございます。また、その点は昨日の理事会でも、各派の理事の懇談で了承されておることでございますから、今の場合重ねて文部大臣に対しては質問はいたしません。また、委員長に対しては、これ以上この問題についてこの機会に繰り返すことは遠慮いたします。しかしながら、この問題は、委員長のお約束通り、必ずきょうの理事会において今後の扱い方について十分に御検討をいただきまして、必ずやうやむやにならないように、約束通りはつきりしていただくように、特に強く委員長にお願いをしておきます。

○湯山勇君 ただいま秋山委員から発言がありまして、この問題の結末をつけることについては、委員長に対して強い要望もあり、委員長もこれを了承されたわけでございます。私はこの問題の処理というのは、簡単にこうであった、ああであったということがなかっただけではいけないと思います。事実は大体昨日の松沢参考人並びに今朝の文部大臣の御発言によって明白になったと思えます。明白になっただけに、問題は重大であって、いやしくも国会において文部大臣がいかにげんな御答弁をなさった事実は、大臣みづから肯定されております。そのことは法案全体に対する文部大臣の答弁の信憑性にもつながる問題があるのではないかと、このことも考えられます。また、大臣は十五日の答弁におかれて、あった場合はどうするかという矢嶋委員の質問に対して、あった場合のことは考えていない、こういう御答弁がございました。事実があった以上、あつた場合の大臣の責任も考えていただかなければならない。

第三点は、林参考人の発言に対しては、三者三様の食い違いをいたしております。その食い違いに当って、文部省がどういうことをしたかということについても、その最高責任者である文部大臣がただいまのような御態度であれば、緒方局長なり、竹尾政務次官の御発言についても、再検討の必要を生じてくると思えます。さらに矢嶋委員から指摘されましたように、行政府と立法府の関係、これが衆議院であろうが、参議院であろうが、少くとも公聴会の公述人に対して、文部大臣がある種の依頼をし、それが公述人に影響したという事実は、これはきわめて重大なことであって、大々く言えば国会を冒瀆するものというようない方もできると思えます。さらに、文部大臣は松沢氏に対して酒気云々ということを再度にわたって本院において記録に残るような発言をしておられます。けれども本日文部大臣自身のお言葉によれば、酒気を帯びておたのは文部大臣御自身であって、相手は全然酒気を帯びていない。このことは速記録をよくお読み願って、これに対する文部大臣の態度の御表明も必要だと思えます。でなければ大臣の言葉を借りて言え、男と男の約束した相手を、向うは約束を守っておるのに、あなたがお守りになっていない、こういうことにならるわけでございます。これも道義上の問題があると思えます。そういうことを考えますと、今直ちに私どもとしてこれを結論づけることは困難であつて、会議録その他については大臣自身もよくお調べになって、これに対処する大臣の態度を御表明になる必要があると思えます。そこでそれらの問題を含めて理事会において検討されるという委員長長の御発言に対しては、この際一応これを了解いたしました。法案審議の方に移っていただきたい、こう思うわけでありまして。

○委員長(加賀山之雄君) それでは直ちに本法律案に対する質疑に入りまして。○荒木正三郎君 きのうの質問が若干残っておりますので、それを続けることにいたします。昨日の私の質問は文部大臣が学校の教職員の研修に對して、指導、助言する問題について質問をいたしましたのでございます。その際文部大臣は教育委員会の主催するこれらの研修について指導、助言をするのであつて、実質的な研究集会には何ら関与する考えはないのであるというふうにお話しになりました。しかし、その点についてもなお若干の疑義が残つておるのでございますが、きょうはこれの法案において特に教育委員会が主催する教員の研修集会について、文部大臣が指導及び助言を与える、こういうことについて私は相当な疑義を持つておるわけでございます。で、教育委員会の主催するこの研修集会に、なぜ文部大臣が助言を与える必要があるのかという点が、私にはその理由がはっきりわからないのであります。で、御説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 文部省におきましては、御承知の通り教科書検定の基準を作り、教育に關して指導要領等も作成し、その他教育一般についてわが國の教育が一定の水準を維持することを希望しておるのであります。しこうして今回はやはりこの日本の教育が連繫して都道府県も、市町村も、また市町村相互間も、府県相互間も日本の教育としていいことが行なわれるようにいたしたい、そうしますればやはり教育委員会の委員諸君も、また教育関係の方に文部省で研究したことを伝えて誤りなきようにする、こういうことが本旨でございます。

○荒木正三郎君 そういたしますと、文部大臣は、教育委員会に對していろいろこういう講習会をやつてもらいたい、こういう研究集会をやつてもらいたい、そういうことについて助言をなさる考えでございますか。○國務大臣(清瀬一郎君) それはその通りでございます。

○荒木正三郎君 私は文部大臣がそういう点にまで、いろいろ関与せられるという点については、非常な疑義をはさむものであります。きのうも申し上げましたように、こういう研修集会は自主的な教職員の発意によって行われるところなんです、この研修の成果といふものがあると思ひますので、私は現在の実情を見てみましても、教育委員会が主催をして、そういう研修会をやつておる、そういうことは實際上ほとんどないのじゃないかと申すのです。ただ、先般来認定講習というものが行われました。これは相当文部省が國家予算を組んで、そして教育委員会にやらした事実があります。これは非常に特殊な場合であります。一般の研修集会において、教育委員会が主催をして研修をやるといふことは、實際上あまり効果も上つておらないし、むしろ今日では教職員の自主的な活動に期待をしておる、またこの自主的な活動による研究集会とい

うのは相当行われており、その成果も上つておるのであります。そういう現状において、なぜ文部大臣が地方教育委員会に對してましてそういう講習の計画等について助言をしなければならないかということに疑問を持つわけでありまして。これは私一面から裏を返して申せば、文部大臣がある一定の計画を持って、そういう教職員の研修を統制しよう、こういうことも考えているんじゃないか、こういうふうな感じを私は持つのであります。これは教育委員会が主催をするにしても、教育委員会にまかしておけばいいじゃないですか。特に文部大臣が指導、助言をする、こういう必要はないと私は思ひます。

○政府委員(緒方信一君) お話のごとく、教員自身の自発的な研究意欲と申しますか、これが盛んになりまして、研修等のごとが行われまして、これはまたことにけっこうでございます。これは尊重いたしたいといふことと存じます。しかしながら、きのうも話したように、きょうも、教育のことを責任といたしまして、つかさどります教育委員会が教職員の研修に十分な関心を持ち、熱意を示し、その責任を持つことは、これはまた当然のことだと思ひます。それに対して文部省といふと、これに對して一般的に指導、助言を与えていくこと、これもまた当然なすべき職務であらうと思ひます。でございます。これは一般論でございますけれども、ただいま荒木さんのお話のうちにごさいましたが、これは従来も教育委員会が相当力を入れてやつております。特にこれは御承知であらうと存じますけれども、文部省におきまし

ても、年々予算を取りまして、初等、中等あるいは高等学校の職業教育とかあるいは定時制とか、各部門ごとに、あるいは盲ろうとか特殊教育の部面もございまして、各部門ごとに全国を幾つかの地区に分けて、そしてその地区の中心となりまして、教育委員会が中心となり、文部省もそれに参加、両方で計画をいたしまして研究集会等を毎年行なっております。これは私相当成果を上げてお存じです。かような努力を今後も私は努めていかなければならぬと思っております。そういう意味合いにおきまして、これはもちろん教育委員会がやります研究の仕事に對しまして、何も一々文部省がお世かけをする必要はございませんけれども、しかしながら、一面文部省の責任といたしまして、これらに對しましてそのよういたすための努力をしていく、そのために指導、助言をしていく、あるいは予算等も取りましてそれを援助していくという事は、私は必要なことであると思存するわけでございまして、三十一年度の予算におきまして特に試みたいと思存しておりますことは、生活指導の面につきまして、これは特に新しく、先般御審議願いましたけれども、予算の計上を認めていただきまして、これに基きまして、先ほど申し上げましたように、同じような方式で全国を幾つかに分けて、教育委員会が中心になつてもらつて文部省も加わりまして、文部省も費用の一端を持ちまして、そしてこの研究集会を特に生活指導の面につきまして三十一年度は努力していきたい、かように考えているようなわけでございまして、そういう意味におきましてこの

四十八条の二項の第四号というふうなものは十分意味があり、文部省として努めていかなければならぬ事柄であると思存するわけでございまして。

○荒木正三郎君 それでは、この「指導及び助言を与え、又はこれらを主権すること」ということがございまして、この項は文部大臣が教育委員会に對してですね。助言をする、あるいは指導をするということになつてゐるわけですから、これを文部省のみならず主権するということはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) 文部省のみならず主権することによりまして、教育委員会の研修に對する仕事を援助していく、こういうことに相なると存じます。昨日も事例を申し上げましたけれども、たとえば水泳の講習会であるとか、こういうことを計画いたしておられますけれども、それによりまして教育委員会の担当の職員あるいは府県の教育委員会が選びました各府県からの代表の教職員を集めて、それを文部省の主催で講習会等を行なう、そしてさらにそれらの人たちが帰つていって伝達講習をやるというふうなことが、主権していくことに當ると存じます。

○荒木正三郎君 これは戦前は、いざ文部省の教学官といひますか、そういうものが中心になつて全国的な講習会をやつたわけなんです。その際内容は思想のある統制が加えられたということとは、これはもう否定することのできない事実であります。そのことを今想起するのであります。もちろん私は僻地教育の問題にしても、職業教育の問題にしても、文部省が関与してはなら

ないというふうには考えておりません。いろいろこういう問題について文部省が協力していくことは私は必要なことであり、それを否定する気持はございませんけれども、特段にこの法律に文部省がこういう研修集会を主権するのだというのを規定されるという事は、これは私はやはり相当な検討を要する問題である。それは特に戦前のことを考えてそのことを思い起すのであります。こういうことはこの法律に書く必要はないんじゃないや、とさうに法律に書く必要はないやとさういふふうには書いたのか、従来ともいろいろの研究集会に文部省が協力してゐるという事はございまして、それであれば、ことさらにこういうことを明文化する必要はないと思存する。それが一点。

それからの法律は都道府県並びに市町村の教育委員会の事務の適正な処理をはかるために助言をするというところになつてゐる。それを主権するといふような項目まで、これに追加するといふ意味はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) これは昨日から申し上げておりますが、特にここに研修のことを取り上げましたのは、教員の研修というものが、つまり現職教員の再教育、こういうことが非常に大事である、教育の振興の上に非常に大事でありますので、特に掲げることが必要であると思存した次第でございます。

それから主権をするということでございますが、これもただいま申し上げましたけれども、主権はあくまでもこの法律におきましては、教育委員会が地方で行いますことに對しまして文部省が指導、助言、あるいは援助をしないといふことであります。それで先ほど申し上げましたように、文部省自身で主権をいたしまして、そして教育委員会の研修活動に對しまして援助をしていくことに相なるわけでございまして、先ほど事例を申し上げましたように、地方でやります場合に共催の形にするか、文部省自身が主権をいたしまして、それによつて教育委員会の研修活動が活発にいきますように、あるいは適正に参りますように、効果を上げますように、指導をしたり、助言をしたり、あるいは援助をしてゐるわけでありまして、その形をそのまゝここに書いておるわけであります。

○荒木正三郎君 これは非常に私は細部に入るといふことになるわけですが、これは都道府県の主権する研究集会に文部省が助言をするということなんでしょう。ところが文部省が主権するといふことになれば、助言の範囲を越えて、みづからやることじゃありませんか。もし、文部省がほんとうに主権するといふことであれば、別個にやるべきじゃありませんか。この中にないから入るのか。

○政府委員(緒方信一君) これもこの間からお答え申し上げておると思存するのであります。「指導、助言または援助を行うものとする」その援助の態様の一つとして、文部省が主権をしていく、先ほど事例も御説明して申し上げました。そういう意味でございましてから……。

○荒木正三郎君 これは援助をするといふことと私は主権をするといふことは範疇が違ふと思存する。援助するといふことは、教育委員会がいろいろやってゐる仕事に對して援助するわけなんです。文部省自身が主権することを文部省が援助するといふようなことは考えられないやありませんか。

○政府委員(緒方信一君) 四号をもちとのお説き願ひたいのであります。が、「教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指導及び助言を与え、又はこれらを主権すること」研究集会や講習会を主権すること、これは具体的に書いてゐるわけでありまして、今申し上げましたように、文部省自身が研究集会や講習会を主権しまして、それによつて教育委員会の行います研修に對して援助をしていくわけでありまして、中央におきまして文部省自身が主権をして、その講習会に教育委員会の職員、指導主事、その他の職員等を集めることもございまして、そういう人を集めて講習をして、そしてその結果伝達講習を教育委員会がやつていく、これは文部省が講習会を主権をして、それを通じて教育委員会の研修を援助していく、こういうことに相なります。

○荒木正三郎君 そういたしますと、文部省が主権をするという意味は、対象は校長とか、教職員という意味ではなく、教育委員会の事務局の人を対象にしてゐる、こういうことですか。

○政府委員(緒方信一君) それは両者の場合がございまして、教育委員会の事務局の指導職員等もございまして、それから教育委員会の考えで、また文部省からそれは希望をいたしますけれども、都道府県等におきまして代表的な職員等を集めていたいて、これを教育委員会の判断に基きまして選んでいただきましてそして講習会をやつて、その

○荒木正三郎君 これは戦前は、いざ文部省の教学官といひますか、そういうものが中心になつて全国的な講習会をやつたわけなんです。その際内容は思想のある統制が加えられたということとは、これはもう否定することのできない事実であります。そのことを今想起するのであります。もちろん私は僻地教育の問題にしても、職業教育の問題にしても、文部省が関与してはなら

ないというふうには考えておりません。いろいろこういう問題について文部省が協力していくことは私は必要なことであり、それを否定する気持はございませんけれども、特段にこの法律に文部省がこういう研修集会を主権するのだというのを規定されるという事は、これは私はやはり相当な検討を要する問題である。それは特に戦前のことを考えてそのことを思い起すのであります。こういうことはこの法律に書く必要はないんじゃないや、とさうに法律に書く必要はないやとさういふふうには書いたのか、従来ともいろいろの研究集会に文部省が協力してゐるという事はございまして、それであれば、ことさらにこういうことを明文化する必要はないと思存する。それが一点。

それからの法律は都道府県並びに市町村の教育委員会の事務の適正な処理をはかるために助言をするというところになつてゐる。それを主権するといふような項目まで、これに追加するといふ意味はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) これは昨日から申し上げておりますが、特にここに研修のことを取り上げましたのは、教員の研修というものが、つまり現職教員の再教育、こういうことが非常に大事である、教育の振興の上に非常に大事でありますので、特に掲げることが必要であると思存した次第でございます。

人たちが指導的な立場で地方で講習をすることはございませぬ。従来も実態としてやっておりませぬ。

○荒木正三郎君 私はこの問題は範疇が違ふと思ふ。指導及び助言を与えるということ、文部省のみならず主権者であるということと、文部省が違ふと思ふ、こういうふうな感じにておりませぬ。しかし、これはなお逐条審議の時間もありますから、それでお尋ねをいたしますが、きのうの問題でも一点だけ具体的にお尋ねをさらけたいと思ふ。きょうの研究集会には助言をしたり、あるいは指導をしたりしないということとはきのうの答弁ではつきりしてゐると思ふ。ただですね、そういう研究集会で、この間の例を見ましても大体七千人から八千人、私はつきり知りませぬが、相当多数の人が全国から集まつてゐるわけなんです。そして真剣に研究が行われているわけなんです。こういう場合に教育委員会を通じて、そういう研究集会に出席した者を調べてもらいたいとか、あるいはどういふ研究がなされたのか、そういう調査をしてもらいたい、そういうことについては全然文部省は関与しない、そういうことについても、自発的なそういう研究集会には全然関与しない、こういうことはつきりしてゐるかどうか、こういう問題です。

○政府委員(緒方信一君) 関与いたしません。それからちよつとまた蒸し返すやうで、はなはだ恐縮でございませぬが、この四十八条の二項の各号をござらぬいただきますと、たとえば八号、九

号でございませぬ。「指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること」、これは別でございませぬが、九号「教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること」、こういう具体的な事実を通じて、指導、助言、あるいは援助をしていく、そういう具体的な態様をこころには、二項には書いてある、でございませぬが四号の主権者というものを、そういう意味にお受け取り願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ただいまの質疑の段階では、文部省の地方教育行政並びに運営に関する指導権、命令権、監督権の強化の傾向が出てゐるところに質疑のポイントがあると思ふ。その立場から私思うのですが、確かにこの法案をずっとながめて、文部省の命令権、それから指導権、監督権というものは異常と言つていいほど強化されてゐます。これがかつての日本の中央集権的な教育行政に逆行するのではない、かという立場において、私も懸念してゐるわけでありまして、若干具体的に伺ひますが、ただいま指導のことが問題になっておられますが、現行法においては指導主事というものは「命令及び監督をしてはならない」ということを現行法では五十二条の四に明記してあります。そして指導主事というものは、あくまで現場における教育者の相談相手と申しますかね、そういうきつめて、命令とか監督とかあるいは服従とか、そういうものを離れた教育問題について相談相手というやうな、こういう性格において今まで指導主事というものは働かれておつたと思ふのです。従つて現行法に命令及び監督をしてはならないということを明記し

て、指導主事のあり方というものを示してゐるわけなんです。これはかつての日本の教育における教育官等のあり方からこういうものが出てきてゐると私は考えるわけですが、このたびの新法にはこういう命令及び監督をしてはならないというやうな字句を削除したのはどういふわけですか。

○政府委員(緒方信一君) ただいまお話しのように、指導主事の職分というものは、これは学校の教育活動に對して、その教育、主として内容の面につきまして指導していくことが指導主事の職務でございませぬ。従ひまして、その職務の性質をいたしまして、命令をしたり監督をしたりというニュアンスのものは、これは出てこないのが普通であります。しかしながら、ただいまお尋ねは、この新法案につきましては、それがないのはどういふわけかということでございますけれども、これはその状態としてそういうことが常であるということとは十分私も認めざるわけでございますけれども、指導主事は何と申しましても、教育委員会の職員でございませぬ。教育委員会の職務権限を補助執行する職員でございませぬ。従ひまして、教育委員会の権限として、これは学校に對しまして、教育委員会と学校との関係は、あるいは命令し、監督し、指導し、助言し、そういう機能が全部含まれてゐるわけでございます。でございませぬから、教育委員会の職務権限を執行する立場におります指導主事に、特に命令し監督してはならないということをつけ加える必要はないだらう、かやうに考えまして、それは現行法にはございませぬけれども、この新法にはつけて

ございませぬ。しかし、実態はさうなものであることは、お話しした通りだと存じます。

○矢嶋三義君 ということは、あなたの答弁では、現行法下における指導主事は、命令、監督は十分である、もう少しそれを適正に強化しなければ、こういう立場から立法された、かやうに考えられますか、それですか。

○政府委員(緒方信一君) さうに申し上げておりませぬ。実態としては命令、監督という、そういうふうなやり方はおそろく指導主事の職務の中には普通には出てこないであらうということとを申し上げております。しかしながら、教育委員会と学校との関係におきましては、その命令、監督の関係は出て参りますので、たとえば学校が教育委員会の設定いたします教育課程の基準に達する指導計画等を行います場合には、これを十分に指導して参るわけでございますけれども、しかし、やはり命令、監督という面はそこに出て参るわけでありませぬ。教育委員会の職務権限として、教育委員会の職務権限を補助執行する指導主事でございませぬから、命令、監督が全然権能としてないということとはございませぬ。そういう意味で、この法案は特に命令し監督をしてはならないという字句はつけなかつた、かやうなわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 そのあなたの説明ならば、指導主事というこの職種からいって、特に行政的な命令及び監督というやうなものは好ましくない、必要がないのだということであれば、指導主事のあり方として、その職務を規制する意味で現在の通り書いておけばいいじゃないですか。なぜ落したのですか。

か。落した上に今度の新法案によると、「指導主事は、上司の命を受け」ということまで書いてある。落しただけじゃなく、「上司の命を受け」……、一体公務員だったら、あなたのさっきの言葉を引用しますと、公務員だったら上司の命を受けるのはきまつてゐるじゃないですか。何がゆゑに上司の命を受けなければならない、書く必要がないじゃないですか。教育委員会の身分だったら、教育長の指揮下にあることは明瞭なんです。何がゆゑに「上司の命を受け」なんてわざわざ書くのですか。せめて「上司の命を受け」は落したらどうですか。どういふわけですか。

○政府委員(緒方信一君) 命令、監督してはならないと書くのはおかしいということを先ほど申し上げたのであります。命令、監督してはならないということは、それを法律に書くのはおかしいのです。だから、従来の現行法の規定が不合理であるから、これは訂正したわけです。上司の命を受け」ということは、これは当然のことでございますから、書いたわけでありませぬ。

○矢嶋三義君 書かぬでもわかつてゐることでしょう。

○政府委員(緒方信一君) これは現行法にもちゃんと規定してございませぬ。ほかのところは書いてございませぬ。ほかの場所では……服務については、地方公務員法に引いてございませぬ。地方公務員法におきましては、明らかに職務上の上司の命令を受けて忠実に職務を執行するということは書いてございませぬから、これは当然のことでありませぬ。これは地方自治法等の書き方、立法例等もなほいまして、なるべく平仄に合せて書いておきたいわけなんです。

○秋山長造君 今の点ちよつと関連してお尋ねしますが、現行法に命令、監督してはならぬと書いてあるのがおかしい、それが間違いだから、間違いを正したのだ、こういう御答弁なんですけれども、これはちよつと違ふと思ふ。現行法にそういうことを書いたのは、過去長年の経験にかんがみて指導主事というものが、その性質上命令及び監督というようなことをすべきものではない。だから過去のやり方が間違つておつたから、過去のやり方を正すために特に指導主事というものは、指導、助言はするけれども、命令監督してはならぬ、こう書いてある。だからそれが正しいのです。ところがそれをまた、それは間違つておつたのだというので、それを消されるというこゝとは、私は文部省自体の態度として矛盾していると思ふ。それからまた事柄の性質から考えても、局長がおっしゃる通りに、これは県の教育委員会が町村の教育委員会あるいは学校というものを指揮監督するという権限を持つておること、これはもう当りまえの話です。ただ問題は、その指揮監督ということ、指導主事を通じてやらせるといふところに私は問題があると思ふ。今まではそういう勝手なやり方は間違つておるから、指導主事にはそういう役目はやらせないのだというこゝで現行法の規定ができたのです。その通りでしょう。それをまた、あなたの方で手前勝手に、じゃ過去の誤まりを正すという意味で現行法ができた。そうして現行法は間違ひというこゝで今度の規定ができたなら、また再び昔の県視学とか何とかというやうなそういう視学制度にこれを戻すのじゃない

かということになる。三転して再び前に戻す。昔に非常なやまを犯してきたあの間違つた制度へまた戻ることになる。何も指揮監督ということ、この指導主事というものを通じてやらねばやれぬというものを通じてやらねばならぬものは、その性質からいっても、専門家で、教育の学課の専門家で、そうして教員の中に入つていって、そうして教員と肩を並べて切磋琢磨して、教育効果を上げてゆくというのが指導主事の私は本質だと思ふのです。それを今度はそういう役割は薄くなって、そうして命令、監督というやうな縦の關係ばかりが強くなつてくる。そこに今、矢嶋さんがおっしゃる昔の県視学なんという視学制度に再び逆転するのじゃないかという非常な危険があるというこゝを矢嶋さんは質問しておるのです。私は局長にいたしましても、これをすなおにお考えになったら、私の意見に同感していただけたらと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(緒方信一君) 私が先ほどから申し上げておりますことは、その指導主事の普通の仕事のやり方の中には、おそろしく命令したり指揮をしたりするものやうなやり方は、常に出てくるものではない。しかし、法律の制度としましては、それは秋山さんのおっしゃいますように、専門的な事項について事務をつかさどるわけでございますけれども、それはあくまで教育委員会の権限に淵源するものでございませう。教育委員会の職務権限を補助執行するの指導主事でございませう、それは専門的な事項でございませう、教育委員会は学校に対して命令し指揮し、監督をしてゆく立場は、これはあくまでございませうから、その指導主事に命令し、監督しなさいいけないというこゝをことさらにつけるのは、これは不合理である、かように考えます。これは先ほど事例も申し上げましたけれども、いろいろなやうな間違いがございませうから、それを十分指導してゆくことは、指導主事の役目でございますし、しかし命令をしていけないというこゝは出てこないはずであります。やはり先ほど申し上げましたように、間違つた教育課程を実施しております場合には、それを直すことを命令するこゝとは、指導主事にできなければならぬと思ひます。でございませうので、やり方はいろいろございませう。何も現場で指導主事が命令したりすることがなくても、することはあり得ると思ひますが、命令し、監督してはいけないという、そういう規定を特に入れたのは不合理である、かように思ひます。

○矢嶋三義君 あなたが何とおっしゃるうが、この法が成立した後に於ける指導主事の職務を執行するに當るときに、心がけ、態度、それから命令あるいは監督、この実際の現われ方というものは違つて強化されてくるということはお認めになるでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 私は從來と実態としては違つてこないと思ひます、やり方は……

○矢嶋三義君 變るのです。變らなければ今までの通りにしておけばいい。まさか變つた答弁をすることはできないから、そう言つておられるのしょう。これは變りますよ。この法にはっきり命令及び監督してはならない、相談相手になりなさい、こういうのと、上司の命によつてしつかりやるのだぞ、その指導主事の上司は、文部大臣の承認を要する教育長になつてゐるのだから、これは違つてきます。それはあなたの考え方が日本の津々浦々の学校の教育に浸透してきます。これは今と違ひます。文部大臣に伺ひますが、文部大臣どうしてこうなんですか、文部大臣の中央の監督権、命令権、指導権というのを強化しないと工合が悪いのですか、これはどうやらなければならぬほど現状に差しさわりのあるものでございませうか、その点の現状把握を一つ承わりたい。そうして次の質問をします。

○國務大臣(清瀬一郎君) 文部省設置法の第五條第二項に「文部省は、その権限の行使に當つて、法律に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行なふものとす。」これは生きておるのであります。なるほど今回の案でも、また別の教科書法の案でも、文部省のする仕事を相当規定しておりますけれども、これはわが国の教育を教育本来の目的に従うやうに、また、教育水準の保持をするためには、やはりこれだけのことをいたすことが国のためによいと考えたのであります。世間でいう官僚主義の復活とか、国家統制をやろうとか、そういうこととじゃありません。穏やかにわが国の教育をあるべき姿にするのには、いろいろなことはいふこととじゃと考えておるのであります。

○矢嶋三義君 時間が来ましたからもう一つ伺つて、私は午前中の質問を終りたいと思ひますが、中央の命令権、指導権、監督権を強化したという立場からもう一つ伺うのですが、現行法では専門的、技術的な指導というものは、地方の市町村教育委員会、地方教育委員会に対して文部大臣から直接はやりません。都道府県教育委員会を通じてやるやうになつてゐるでしょう。今度の法によれば町村の教育委員会に対し専門的、技術的な指導、助言を文部省から直接やれるやうになつておられますか。

○政府委員(緒方信一君) その点は從來と變つておりません。

○矢嶋三義君 それではちよつとそれを説明していただきませう。現行法の五十條で、地方委員会に対して、技術的専門的助言、指導をすることは都道府県教育委員会のみがこれを行つてゐます。従つて直接文部大臣はこの地方委員会に対して技術的、専門的助言、指導をすることはできぬと思ふのです。五十條はそう書いてあるでしょう。都道府県教育委員会のみがこれを行つてゐます。そうでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 教育委員会法第五十條の規定から、これは四十九條が教育委員会一般の規定を書いておられます。市町村教育委員会も、都道府県教育委員会も両方の事務をこゝに並べてあります。五十條の方は、都道府県教育委員会のみが行ふ事務をこゝに並べてあるわけですね。ですから都道府県教育委員会、市町村教育委員会二つのうち、都道府県教育委員会だけを……ほかの者が五十條によりまして市町村教育委員会に対して指導、助言をするのは、都道府県教育委員会のみである、こういうこととございませう。一般的に申しますと、現行の自治法におきましても、二百四十五條三の四項でござい

ますが「主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会これが都道府県教育委員会であり、それから文部大臣も含めてこの中に入っており、これは「普通地方公共団体に対し、その担任する事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該事務の運営その他の事項の合理化について情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができ、」つまり主務大臣、都道府県知事または都道府県の教育委員会は普通地方公共団体に対し、と広く書いてあります。主務大臣は都道府県に対し、あるいは市町村に対しその機関に対し長も委員会これは両方含みます。指導、助言もしくは勧告をすることができ、これが一つの根拠でございます。それから文部省設置法第五條の一項十九号、文部省の権限としたしまして規定しておりますが、「地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。」これは全部現在の地方自治制度の建前が、都道府県と市町村と並立した形で建てられておりますので、主務大臣は都道府県に対して、市町村に対して、指導、助言、勧告をすることができ、文部大臣は都道府県教育委員会に対して、市町村教育委員会に対して、指導、助言、勧告をすることができ、いろいろな指導助言、勧告をすることができ、かような建前であり、この建前と今度の新しい四十八條とは違ってありません。

委員会に対して技術的、専門的な助言と指導を直接やった例をあげて下さい。○政府委員(緒方信一君) 先般京都市の旭丘の学校の事件がありまして、あのときに文部省から直接京都市の教育委員会に対して勧告をございしたか……。

○矢嶋三義君 そうするとこの現行法の五十條の第三項はどういうふうに解釈したらよろしいのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは先ほど申し上げましたように四十九條、五十條と両方一つあわせてお読み願いたいのでございしますが、教育委員会の権限として四十九條は一般的規定をして、その中から都道府県の教育委員会のみが行う事務をここにすつと並べてあるというだけにすぎません。でございしますので、ほかの号をござらん願いますとよくおわかりでございしますが、たとえ四号でございします。「高等学校の通学区域の設定又は変更に関する」と。これは都道府県の教育委員会だけが、各号とも都道府県教育委員会だけが、各号とも都道府県教育委員会と区別して書いたわけでございします。そこには意味があるわけでございまして、決してこれは文部大臣が市町村の教育委員会に対して指導、助言をすることをここで排除しているわけじゃございしません。

○矢嶋三義君 地方自治法で大きな綱をぶつかけるようなところから論をすれば、そういうあなたのような論は成り立つかもしれないけれども、あなたの発言の中に一部は了解できる点があるが、僕は完全に了解までできません。それは今度の法によりますと、都道府県教育委員会が市町村教育委員会を場合によれば指導を越えて監督をできるような主従関係のような規定があると思うのですがね。今までは大体対等で、大体地方委員会の指導に対しては都道府県教育委員会を通じてそれをやるのを私は本体にして、この教育委員会法が出たときには解明しておったと思うのですが、それが今度先ほど荒木委員の質問と出たように、第四十八條にああいう表現をいたしました。と、現行法よりは文部省から市町村教育委員会に至るパイプというものは非常に太くなって、パイプがすっかり通ったという感じが、この法案を通じて、どうしても私はそういうふうに感じてしようがないのですがね、そういうパイプを通すというふうな努力をしたのじゃないですか。

○政府委員(緒方信一君) 矢嶋さんのおっしゃいます運用の実態は、確かにおっしゃる通りでございまして、今後ともそういうふうな運用になると思ひます。市町村教育委員会に対してものを言う場合には、都道府県を通じて言う、大体の状態においてそうなると思ひます。しかし、法律の建前はこれは現行法と少しも変わっていないのです。それは従来から文部大臣が市町村の教育委員会に対して指導、助言をすることができ、これは明らかでございします。ただ、助言の關係と申しますと、これは大体並列でございしますけれども、先ほど御引用になりました教育委員会法、現行の教育委員会法第五十條を見ますと、都道府県の教育委員会は市町村教育委員会に指導、助言ができますから、その關係は同列じゃない、それはやはり上、下、上、下と申しては悪

いのですが、そういう關係の一応指導的な立場というものは現行法も認めはしております。ただ、先ほど申し上げましたように、たとえば旭丘の学校のことで特に京都市の教育委員会に、これは勧告でございまして、いたしたところがあるのを私が思い起して申し上げましたけれども、普通の場合やりましたら、これは都道府県の教育委員会を通じて書類等を流すことは普通でございしますけれども、しかし都道府県の教育委員会に言ったその同じことを市町村の教育委員会に伝えて下さいということとを言う場合には、やはり文部大臣が直接に市町村教育委員会に対して指導、助言をしていることになる。これはいつもそういうふうなやり方でありました。都道府県に対して何か通達を出しました場合には、たとえばこの間の修学旅行の問題等につきまして通達を出しました場合は、同じことを市町村の教育委員会に伝えて下さい、こういうふうな書面にいたします。これは何も都道府県教育委員会がそこですつと判断してやるといふんではなくて、同じことを市町村の教育委員会にやってもらうわけでございまして、これは市町村の教育委員会に対して指導助言をやっておる実態でございします。ただ運用としましては、今のようになつておりますので、直接書面を出します相手は都道府県の教育委員会に対して出すのが普通でございします。

○矢嶋三義君 それではもう一回伺いますが、あなたの御答弁によると、現行法においても、新法案によっても都道府県教育委員会は市町村教育委員会を指導ができる、いわば上下の關係にある、それで旭丘の場合に文部大臣から直接京都市の教育委員会に勧告を發した、そこで私伺うんですが、京都市の教育委員会と京都市の教育委員会は、あなたが先ほど述べられたような關係にある。そのときになぜその当時文部大臣は京都市の教育委員会を通じて、指導、助言権を持っていた京都市の教育委員会を通じて京都市の教育委員会に勧告しないで、直接文部大臣から京都市の教育委員会に勧告したんですか。

○政府委員(緒方信一君) それはそのケース・ケースの、そのときの事態によつて判断することです。その場合は緊急にその事態を收拾する必要があると存じましたので、直接いたしました。また、事柄の性質から申しますと、ああいうことは直接やるべきものであると存じます。ああいう重大な事態に対しては、ただあのときも京都市の教育委員会にそういう書面を發すると同時に、京都市の教育委員会に対してこういう勧告をしまして、京都市に対してこういう勧告をしまして、その事態の收拾について十分指導、助言をしてくれということとは同様に申しております。そういうふうな運用としましては、その事態々々に応じて、最も適當な方法をとるのが私どもの役目だろつと思ひます。

○矢嶋三義君 これで終ります。それで腹を割つて言へば、ああいうふうな直接京都市の教育委員会に勧告することとは違法ではないけれども、現行法の建前からいって、決して私は好ましい行き方じゃないと思ひます。ところがやってみると非常に便利だから、今後ああいう形をちよつとやる

○矢嶋三義君 それではもう一回伺いますが、あなたの御答弁によると、現行法においても、新法案によっても都道府県教育委員会は市町村教育委員会を指導ができる、いわば上下の關係にある、それで旭丘の場合に文部大臣から直接京都市の教育委員会に勧告を發した、そこで私伺うんですが、京都市の教育委員会と京都市の教育委員会は、あなたが先ほど述べられたような關係にある。そのときになぜその当時文部大臣は京都市の教育委員会を通じて、指導、助言権を持っていた京都市の教育委員会を通じて京都市の教育委員会に勧告しないで、直接文部大臣から京都市の教育委員会に勧告したんですか。

○政府委員(緒方信一君) それはそのケース・ケースの、そのときの事態によつて判断することです。その場合は緊急にその事態を收拾する必要があると存じましたので、直接いたしました。また、事柄の性質から申しますと、ああいうことは直接やるべきものであると存じます。ああいう重大な事態に対しては、ただあのときも京都市の教育委員会にそういう書面を發すると同時に、京都市の教育委員会に対してこういう勧告をしまして、京都市に対してこういう勧告をしまして、その事態の收拾について十分指導、助言をしてくれということとは同様に申しております。そういうふうな運用としましては、その事態々々に応じて、最も適當な方法をとるのが私どもの役目だろつと思ひます。

のに都合がいいように表現の仕方を変えられたと、かようにとれるんですがね。そういう気持ちもあるんでしよう、幾らか。

○政府委員(緒方信一君) 絶対にそういうことはございせん。先ほどから繰り返して申し上げております通りに、法律の建前は新法も現行法も全然変わりございせん、その関係につきましては……。

○矢嶋三義君 一応終了します。

○委員長(加賀山之雄君) 時間も参りましたので、ここで休憩したいと思ひますが、御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加賀山之雄君) ではさよう決定いたします。一時四十分まで休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時二十一分開会

○委員長(加賀山之雄君) 午前中に引き続きまして、文教委員会を再開いたします。

○矢嶋三義君 きよう午前中の質疑の継続を若干秋山委員がやられて、そのあとで私質疑することになっておるんですが、秋山委員が来るまでに、若干質疑をいたします。

委員長、理事打合せによって、一般質問が本日終了することになっておりますので、その立場から今まで資料を要求し、出された、それに基いて若干伺いたいと思ひます。それは、この法案を出すに至る理由を説明しなさいという質疑に対して、五つあげました。そのうちの第一、第二番の質問が終了して、三、四、五が残っておりますが、その過程に、この法案につ

いて世論はだいぶ批判的である。それに対して政府側は、誤解に基づくものである。ラジオあるいは新聞の論調といふものは、この法案の内容を十分研究しないで、誤解に基づくところの批判論調を掲げておる、こういうことを答弁された。従つて、誤解に基づく記事資料として出さないと言ひましたところが、朝日新聞の社説が出て、さらにこの法案を積極的に支持しておる日刊新聞の社説を資料として出してほしいと申しましたところが、先日資料として出ております。その点についてまず伺いたいと思ひます。文部大臣に伺ひますが、あなたは、公選制を任命制に切りかえる一つの理由として、現行法下においては、教育委員に適切な人が出ていないという、こういう御見解に立たれておるのかどうか伺ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうは考へておりません。現在においてはいい人が出ておられると思ひます。

○矢嶋三義君 このあなた方が出された法案を積極的に支持しておる新聞記事資料として出すよう要求しましたところが、四月二十六日付の京都新聞「教育二法案について」といふものを出して参りました。これは何もそんなに積極的に支持しておるどころか、なにもないと思ひます。この記事の中で一番重要なものは、「教育委員に適切な人が出ていない」ということ、「これが否定されない事実である」という点と、「日教組代表が出たりするのは避けられない。」「ここにこの論説は重点がありま

るとえは数字をあげますと、地方委員会においては教組関係の人は三十六名、それに対して、いずれにも所屬していない人は、五千四百九十四人、大部分の教育委員は、いずれにも所屬してないという資料があなたの方からは出ておるわけですか。だからこの京都新聞の社説の骨格をなすところの、日教組の代表が多くを占めるというところは、根拠にならないと思ひます。また、私は現在の教育委員には適切な人が出ていないというあなたは前提に立つておるのかと思つておつたところが、それは考へていないといへば、この京都新聞四月二十六日付は、あなた方を支持しておる典型的なものでして、資料として出されたのですが、どういふ点をあなたの方の御見解を積極的に支持しておるというふうにお考へになつて、本委員会に資料として出されたのか、伺ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 見るところはわれわれと同一じゃありませんが、一番結論に「要するに教育行政のためにより適切な人を、今の人も適切であるが、より適切な人を、という見地からすれば、任命制への切替えないし、少くとも今の公選制の根本的改革は当然の筋道である。」「こういうことを言つておられます。私も先刻、今の委員会は適切な人だとは申しましたが、しかしこのままにすれば、あるいは委員会が政略化するおそれもあるから、より適切な人を、という見地からすれば、任命制への切替えは「ないし」といつておられますけれども「公選制の根本的改革は当然の筋道である。」「という結論を出しておる以上、やはり本案支持の論と見たのでございませう。

○矢嶋三義君 要するところ、この京都新聞の四月二十六日の社説というものは、その点について条件付きに部分的に支持してただけであつて、全般的に積極的に支持した論説にはなつておりません。特に「教育委員に適切な人が出ていない」と断定しておる点とか、あるいは日教組代表が非常に多く出るといふふうに断定しておる点は、あなた方が出された資料に基いて立証されないわけで、積極的にあなたの方の御見解を支持する資料としては、私はそれほど価値あるものとは考へない。さらに、これに関連して承りますますが、公選制は住民一人一人が秘密投票によつて選ぶ、従つて選んでくれた住民に対して責任を感じるでございませうし、さらにその子供の父兄であるところの住民と、教育行政に携わる教育委員との親しみといふものは、きつめて密接でございませう。そういうところに公選制のよさといふものがあつたわけですか。ところが、このたび任命制にされるというのですが、この点大臣どう考へられますか、甲なる村の教育委員を甲なる村の人を選ばなくてもいいわけですか。私はこういう考へ方はおかしいと思ふ。今まで甲なる村の教育委員に甲なる村において被選挙権を持った人が立候補されて、それを甲なる村の住民が選挙して、そうして教育行政の責任者として選任されておつたわけですか。ところが、今度の改正案によると、甲なる村の教育委員を任命するに当つては、甲なる村の人でなくてもいいわけですか。首長の選挙権を持つておる人ならいいわけですか。その首長の選挙権といふものは、居住権といふものはないわけですか。乙

合に、どうもその教育委員と教育長を兼ねてやれるような人がいない。ところが隣の町には元小学校の校長さんをした人で、あの人が教育長がつとまるだろう、また教育委員に適當だろうという人がいるときに、こちらの村の首長は、その隣の町のかつて小学校の校長をした人なら校長をした人を、この村の教育委員に任命して、そして、その人をこの村の教育委員会の教育長にする、こういうことは十分あり得ることです、この法案では。

○矢嶋三義君 ところでね、私はこれはずいぶん、あなた方は根本的には変らないと言いますけれども、教育委員と住民との関連という立場から、ずいぶん私は質的に変ってくると思うのですがね。従来は、その町村に居住して、そして被選挙権を持たねばならぬ、これが立候補して住民が、一人々々が投票して選んでおったわけですが、今度はその町からでも、どの村からでも、教育委員を選れてくることのできるわけであって、この教育委員が法発足以来、住民と教育委員とは直線で結びついて、そして親しみがあ

る、お互いに子供の教育について責任を持つていくという、この現行教育委員法の根本的な精神というのは、ずいぶんと私は変ったものになると思うのですが、文部大臣はどうお考えになりますか。と同時に、そういう形の方がいいのでしょうか、あまり好ましくないのでしょうか、どうお考えになりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今までも数回お答えいたしました通り、その土地の住民から直接選挙で選ばれた長が、また直接選挙で選ばれた議員の同意を得て任命するということで、教育委員の各委員は、各町村なり各府県とつながりを持っておりまして、なおまた、そのつながりが悪いということなれば、そのリコールもできるものであつて、一たんその町村の教育委員になつた以上は、町村のことを十分に考へて、教育行政に従うものと思つておられます。しこうして、この方法が直接選挙よりも中立性を維持するにはふさわしいと考えたことは、これまでたびたびお答えした通りでございます。

要するに、私は現在のあり方よりも、今度のやり方が、教育のためによろしいとかよく考へております。

○矢嶋三義君 この点私は承てきませんが、公選制は、ぜひとも民主教育を守るために堅持してほしいという強い要請が国民からなされております。私はその気持よくわかると思つて、この気持が文部大臣は、全く通じていないわけであつて承てきません。で、さらに教育長と教育委員が兼職するといふ問題のときに、さらに何うことにします。

秋山委員が来ておりますから、あとかわりたいと思つて、この項だけ終らせていただきます。

それはただいま京都新聞の点をちょっと触れたわけですが、四月二十一日の毎日新聞の土曜評論、教委制度の改正、阿部真之助、これが出されています。これがあなたの方の法案を積極的に支持している論調の典型的なものとして出されているのですが、あなた方は朝日の社説を、これを誤解に基

社説だと言いますが、果して誤解かどうかという点をあとで私はあなたと論戦したいと思つて、この朝日の社説が誤解しているというあなた方は、この阿部真之助さんの土曜評論を誤解がなくて書いたものとして、どうしてこの資料として出せるのですか。この中にこういうことが書いてあるでしよう、「いやしくも一國の文部大臣が、國の教育に對し、指導助言すらもなしえないとする如きは、常識では考えられないのである。今の現行法で指導、助言ができないのですか。今の現行法ではつきりと文部省設置法の中に指導と助言ができることになっているでしよう。ただ指導監督してはならぬといふことになっているだけです。それを阿部真之助さんは知らないのです。私はこの人を尊敬してはいますけれども、しかし、この中には文部大臣の指導と助言がない、そういうことは常識では考えられない。何もこの新しい法案がで

きなくても、現行法で十分指導と助言ができるのです。こういうことを論議にしているじゃないですか。さらに問題なのは、こういうことが書いてある。「文部大臣が教育に關し一切口出し相成らぬ」というのは、極端論で取るに足らない。しかも無政府主義にも等しい常識はずれの極端論が、國會の証言で大學學長の口から述べられたことは、記憶しておくに値するであらう。」こういうふうな結句である。これはおそろしく東大の矢内原總長の証言あたりを言っているのだらうと思つて、ですが、ほかには大學の學長は来られなかつたのですから、矢内原さんのことを言われているのだらうと思つて、ですが、広島森戸さんもおいでになり

ました。しかし、この記事は森戸さんが參議院に來る前の記事です。まあ、森戸さんにしても、矢内原さんにしても「無政府主義にも等しい常識はずれの極端論」を國會で証言してしまふか、あの速記録を讀んで。そういう方を私は平素尊敬してゐるのですが、阿部さんは、そういうふうなことで土曜評論を書かれた。これはあなたの方のこの法案を積極的に支持している典型的な論調だといふふうに申しましたならば、あなたの方の常識を私は疑わざるを得ないので、大きな何じやないですか、誤解のもとに、認識不十分のもとに、阿部さんは筆陣を張つておられるのじやないですか。こんなものを出さなければ何ですか、数多い日本の新聞雑誌の中で、この法案を積極的に支持している論説、論調というものはないからなかつたのですか。その点をこの阿部真之助さんは、文部大臣には指導と助言の権限がないといふことを前提として書かれておる、そういう点について資料として出された以上は、どういふあなた方は責任をとられるのか、お答え願ひたい。いかげんな資料を出しては困ります。

○國務大臣(清瀬一郎君) この言論もまた、特に理由が全く同一ではございせんけれども、まん中のところ「冷靜に本法案全部を見渡して、國家の權力が不當に教育を壓迫するやうな事項は、どこにも見當らない」と、こういう理由でこれを是認しておられるのでございませう。それゆゑにこれは賛成の議論として、例証としてあげたのでございまして、あるいは「指導、助言」を指導監督といふ文字に置きかえれば、私はよく合ふと思つております。

○矢嶋三義君 「指導、助言」と指導監督とは全く違ひます。阿部さんは指導と助言ができないといふことを前提にして書かれてゐる、それから矢内原さんと森戸さんは、無政府主義にもひとしい常識はずれの極端論を國會で証言したといふやうなことを書かれてゐる。これはこの評論の中の骨子になつておる。ただ、あなたが今讀んだのはごく部分的な点なんです。こんなものはこの法案を積極的に支持している典型的な論説などといわれたものじやないですよ。結局世論はあなたの方の法案を支持してゐないという立証になると思ふ。

ついでです。三月十四日付の朝日の社説と、二月二十六日付の朝日の社説が、これが誤解に基く論説だといふことを資料として出されました。そして、こういうことが書いてあるのです。あなたの方から出した書面です。次のような趣旨の記事があるが、これは、法案に對する誤解によるものと思はれる。」と書いてある。「自治體首長の任命になると、當然、教育委員會に政黨色が濃厚となり、教育を政黨が支配するおそれがある。」と、こういうことが幾つか並べてある。この三月十四日と二月二十六日の朝日の社説の片々区々をとらえてはだめですよ、社説といふものは、論説といふものはその骨子で問題です。どこのところが一体これなんです。誤解に基くものだ、法案に對する勉強が不十分だと断定されたのですか、この社説の中のどこか、それを指摘していただき

たい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 全体はこれは反對ですから、これは議論です。誤

解に基くというの、この議論を立てた資料に誤解の個所があるということであり。それゆゑに今のお問いはその個所を指摘せよとの仰せと考へます。で、二月二十六日の社説では自治体首長の任命になると当然……この文字が必要なんです、当然教育委員会に政色が濃厚になり、教育を政党が支配するおそれが出てくる、これは私は誤解と思つておられます。当然それはありません。任命しましても、同じ党派のうちには二人しか政委員は入れません、また、二人も積極的政治運動はできません、党の役員にはつけません。こういう制限があることを注意されたら、今回の案で当然教育委員会に政色が濃厚になるというの、は、案の各条件をいまだ検討されておらぬものと私は認めたのでございませう。まだ次にありますよ……。

非常に遺憾に思いますので、これを伺つておられるわけなんです。あなたは今二月二十六日の朝日の社説に、自治体首長の任命になると、当然、教育委員会に政色が濃厚になる、当然云々と読まれた、それはどのところにかるのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは新聞記事ですから……。

○矢嶋三義君 そういう記事があるのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一番上の段の終りから二行目です。

○矢嶋三義君 それは確かにここにありますが、それはある。(笑)「参りました」と呼ぶ者あり「参りませう」と呼ぶ者あり、そんな片々区々の点をとって、世界に有名な朝日の社説を誤解に基くなんと言ふのは、これは私は堪へかねないと思ふんですよ。この社説の論議の主軸というものは、これは決してその法案を勉強してない、誤解に基くもの、だという断定はどこから出てきません。政色が濃厚になるのは当然です。また、知事や市町村長がかわるたびに、教育委員の色彩がかわるおそれがあることも当然です、ありまじゅう。「公認の教科書以外、教材としてなかなか使えない。」なかなか使えないこと事実です。自由じゃございませぬ。教師の教育研究会などについて、教育委員会の干渉がましいことが書かれている。これはきのう来われわれが指摘したところですよ。「干渉がましいことが書かれている。」これは間違ひです。誤解ですか、明らかです。う。「干渉がましいことが書かれている。」これは堂々たる社説ですよ、三月十四日の社説は、これを、誤解に基く

記事を出しなさいと言つたら、第一番にこれを出してきた、朝日のこの二つを。確かに朝日の教育関係のこの記者は私は、他社もそうですが、特に私は充実していると思うのです。常に朝日は日本の文教政策について鋭い筆陣を張つてゐる。従つて今の鳩山内閣の文教政策について、ずいぶんあなた方に話してはつたことがときどき書かれてゐることがあるでしょう。この教育委員会法あるいは教科書法案について、他の社も取り上げてゐる。与党さんで推薦したこの前の産経時事の公述の方です、あれの方はずいぶんと賛成の公述をされておつたが、私が新聞を調べたところ、あのときも申しましたように、社説に一回しか書いてない。しかもその一回の社説の中に、教科書法案と教育委員会法案を一回にして、一日分の半分で新教育委員会法案に対するところの論議はそれで終つてゐる。そういう新聞は日本版といへども探してもございませぬ。地方の新聞社でも、新教育委員会法案について、論議は二、三回は必ず掲げてゐる。一べん、しかも一回に教科書と教育法を合せて論議をただ一回掲げた、それが産経時事です。むしろあの論議の方が、よほど法案の内容を知らないで、ピントをはずれた論議を張つてゐる。私はこれは対決していい、責任持つて言ひましよう。これはその人が与党側の推薦で公述人として出て来た。あれこれ合せ考へるときに、世論の動向というものは明白だと思ふのです。積極的に支持してゐるところの論説を見つければいい。また、また堂々たる賛成の公述をするところの公

述人を見つければいい。また、またあこの前の林公述人みたいな人しかない。それから誤解に基くといつてあざけり笑つてゐるが、さてこれはずいぶんでたらめな論議だ、法案を讀んでいないなと思ふようなものは見つからない。あなた方が見つけて出したのは、この朝日の二回にわたる論説です。これは良識ある者が讀んだ場合、これが法案を讀んでいないで書いた誤解に基くものであるとは、だれもとれないです。これは私は勝負はきまつてゐると思ふ、どうですか。

政府でもそうじゃないですか。政府は——内閣の方は、国会に推薦承認を求めろあの人事にしてもですよ、Aなる内閣からBなる内閣になると、そのBなる内閣が続いてゐる間に任期が切れて、そうして国会に承認を求めてくる場合には、変つてくるじゃないですか。吉田さんのときには吉田さんのにおいのする人が出てきた。鳩山内閣になつたら、鳩山系の人事がどんどん承認を求めて国会にきてゐるじゃないですか。これは限度の問題でね、必ずそういうにおいはするのです。公選に比べて必ずその傾向が出てくるのです。これは朝日新聞が書いてゐるのは当然じゃないですか。間違つてないですよ。これを間違つてゐるというあなたの方が間違つてゐる。それであなた、こんな法案を出されてはたまらぬですよ。

○矢嶋三義君 一つ一ついきましよう大臣。私はなぜあえてこういうものを取り上げるかといふと、この前も荒木委員等から指摘されたように七百三十万からの反対署名簿が国会に届けられ、先般請願を審査しましたけれども、この法案を通してほしいという請願は一件もなかった、一人もなかった。ただ一件だけ慎重審議してほしいというのがあっただけ、あとは全部反対の請願であつたんです。正式に請願権に基いて出された請願であつた。ところがあなた方は誤解だ誤解だ、法案の勉強が足りない足りないといひ、日本の言論界はあつてといひ、いかに耳を傾けようといひ、学者が声明を發すると、それをあざけり笑つてゐる。そういう態度を私は問題とし、

記者を出しなさいと言つたら、第一番にこれを出してきた、朝日のこの二つを。確かに朝日の教育関係のこの記者は私は、他社もそうですが、特に私は充実していると思うのです。常に朝日は日本の文教政策について鋭い筆陣を張つてゐる。従つて今の鳩山内閣の文教政策について、ずいぶんあなた方に話してはつたことがときどき書かれてゐることがあるでしょう。この教育委員会法あるいは教科書法案について、他の社も取り上げてゐる。与党さんで推薦したこの前の産経時事の公述の方です、あれの方はずいぶんと賛成の公述をされておつたが、私が新聞を調べたところ、あのときも申しましたように、社説に一回しか書いてない。しかもその一回の社説の中に、教科書法案と教育委員会法案を一回にして、一日分の半分で新教育委員会法案に対するところの論議はそれで終つてゐる。そういう新聞は日本版といへども探してもございませぬ。地方の新聞社でも、新教育委員会法案について、論議は二、三回は必ず掲げてゐる。一べん、しかも一回に教科書と教育法を合せて論議をただ一回掲げた、それが産経時事です。むしろあの論議の方が、よほど法案の内容を知らないで、ピントをはずれた論議を張つてゐる。私はこれは対決していい、責任持つて言ひましよう。これはその人が与党側の推薦で公述人として出て来た。あれこれ合せ考へるときに、世論の動向というものは明白だと思ふのです。積極的に支持してゐるところの論説を見つければいい。また、また堂々たる賛成の公述をするところの公

述人を見つければいい。また、またあこの前の林公述人みたいな人しかない。それから誤解に基くといつてあざけり笑つてゐるが、さてこれはずいぶんでたらめな論議だ、法案を讀んでいないなと思ふようなものは見つからない。あなた方が見つけて出したのは、この朝日の二回にわたる論説です。これは良識ある者が讀んだ場合、これが法案を讀んでいないで書いた誤解に基くものであるとは、だれもとれないです。これは私は勝負はきまつてゐると思ふ、どうですか。

政府でもそうじゃないですか。政府は——内閣の方は、国会に推薦承認を求めろあの人事にしてもですよ、Aなる内閣からBなる内閣になると、そのBなる内閣が続いてゐる間に任期が切れて、そうして国会に承認を求めてくる場合には、変つてくるじゃないですか。吉田さんのときには吉田さんのにおいのする人が出てきた。鳩山内閣になつたら、鳩山系の人事がどんどん承認を求めて国会にきてゐるじゃないですか。これは限度の問題でね、必ずそういうにおいはするのです。公選に比べて必ずその傾向が出てくるのです。これは朝日新聞が書いてゐるのは当然じゃないですか。間違つてないですよ。これを間違つてゐるというあなたの方が間違つてゐる。それであなた、こんな法案を出されてはたまらぬですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は今回の委員の交代を一年ごとにしたてありますから、知事や市町村長がかわるたびに、そのつど教育委員の色彩が変り、教育の方針が動くというのでは、教育界が混乱を招くこと火を見るより明らかであるといひ、これは徹底的な誤解と、私は考えたのでございませう。選挙でやりますと、一べんにみんなかわるのです。(「違ひますよ」と呼ぶ者あり)この方は選挙のたびごとにかわるので、任命だつたら四年、五年……しかも四年目にかわつた時分には、町長もかわるのです。これは段階的にいひますから、一べんにはかわりませぬ。たびごとにかわります。選挙でやつたら、五人一べんにすばつとかわるのですから……(半数改選だよ)と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 一つ一ついきましよう大臣。私はなぜあえてこういうものを取り上げるかといふと、この前も荒木委員等から指摘されたように七百三十万からの反対署名簿が国会に届けられ、先般請願を審査しましたけれども、この法案を通してほしいという請願は一件もなかった、一人もなかった。ただ一件だけ慎重審議してほしいというのがあっただけ、あとは全部反対の請願であつたんです。正式に請願権に基いて出された請願であつた。ところがあなた方は誤解だ誤解だ、法案の勉強が足りない足りないといひ、日本の言論界はあつてといひ、いかに耳を傾けようといひ、学者が声明を發すると、それをあざけり笑つてゐる。そういう態度を私は問題とし、

記者を出しなさいと言つたら、第一番にこれを出してきた、朝日のこの二つを。確かに朝日の教育関係のこの記者は私は、他社もそうですが、特に私は充実していると思うのです。常に朝日は日本の文教政策について鋭い筆陣を張つてゐる。従つて今の鳩山内閣の文教政策について、ずいぶんあなた方に話してはつたことがときどき書かれてゐることがあるでしょう。この教育委員会法あるいは教科書法案について、他の社も取り上げてゐる。与党さんで推薦したこの前の産経時事の公述の方です、あれの方はずいぶんと賛成の公述をされておつたが、私が新聞を調べたところ、あのときも申しましたように、社説に一回しか書いてない。しかもその一回の社説の中に、教科書法案と教育委員会法案を一回にして、一日分の半分で新教育委員会法案に対するところの論議はそれで終つてゐる。そういう新聞は日本版といへども探してもございませぬ。地方の新聞社でも、新教育委員会法案について、論議は二、三回は必ず掲げてゐる。一べん、しかも一回に教科書と教育法を合せて論議をただ一回掲げた、それが産経時事です。むしろあの論議の方が、よほど法案の内容を知らないで、ピントをはずれた論議を張つてゐる。私はこれは対決していい、責任持つて言ひましよう。これはその人が与党側の推薦で公述人として出て来た。あれこれ合せ考へるときに、世論の動向というものは明白だと思ふのです。積極的に支持してゐるところの論説を見つければいい。また、また堂々たる賛成の公述をするところの公

述人を見つければいい。また、またあこの前の林公述人みたいな人しかない。それから誤解に基くといつてあざけり笑つてゐるが、さてこれはずいぶんでたらめな論議だ、法案を讀んでいないなと思ふようなものは見つからない。あなた方が見つけて出したのは、この朝日の二回にわたる論説です。これは良識ある者が讀んだ場合、これが法案を讀んでいないで書いた誤解に基くものであるとは、だれもとれないです。これは私は勝負はきまつてゐると思ふ、どうですか。

政府でもそうじゃないですか。政府は——内閣の方は、国会に推薦承認を求めろあの人事にしてもですよ、Aなる内閣からBなる内閣になると、そのBなる内閣が続いてゐる間に任期が切れて、そうして国会に承認を求めてくる場合には、変つてくるじゃないですか。吉田さんのときには吉田さんのにおいのする人が出てきた。鳩山内閣になつたら、鳩山系の人事がどんどん承認を求めて国会にきてゐるじゃないですか。これは限度の問題でね、必ずそういうにおいはするのです。公選に比べて必ずその傾向が出てくるのです。これは朝日新聞が書いてゐるのは当然じゃないですか。間違つてないですよ。これを間違つてゐるというあなたの方が間違つてゐる。それであなた、こんな法案を出されてはたまらぬですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は今回の委員の交代を一年ごとにしたてありますから、知事や市町村長がかわるたびに、そのつど教育委員の色彩が変り、教育の方針が動くというのでは、教育界が混乱を招くこと火を見るより明らかであるといひ、これは徹底的な誤解と、私は考えたのでございませう。選挙でやりますと、一べんにみんなかわるのです。(「違ひますよ」と呼ぶ者あり)この方は選挙のたびごとにかわるので、任命だつたら四年、五年……しかも四年目にかわつた時分には、町長もかわるのです。これは段階的にいひますから、一べんにはかわりませぬ。たびごとにかわります。選挙でやつたら、五人一べんにすばつとかわるのですから……(半数改選だよ)と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 選挙なら五人一べんにすばつとかわるかね。(すばつとかわるものか)と呼ぶ者あり

○国務大臣(清瀬一郎君) 今半数改選でございませぬ。

○矢嶋三義君 半数改選じゃないか。そうして任期は二年ごとだよ。それできているのだよ、現行は……。

秋山委員がおいでになりましただから、さっきのあるそうですから、この資料に關する質疑は一応ここで終りますが、大臣、もう少し厳密に国民の耳に耳を傾けなくてはいいと思ふ。私は何も朝日の宣伝をしようとは思わぬ。しかし、朝日の文藝記者というものは可笑しいのです、私の見ているところでは、決して法案を勉強しないで、不勉強で、誤解に基いてこんな社説を、天下に有名な朝日がやっているとは断じて思ふない。ところがこの法案を審議する冒頭において、ラジオとか新聞のあいつらの法案に対する論議というものは、誤解だ誤解だ……、そんなら誤解に基く典型的なものを出しなさいと言ったところが、この朝日の論議を出して来た。これは不用意です。極端に言えば不謹慎です。もう少し七百三十万の署名とか、それから現にあの二日前請願をこころで審議したので、この法案を通してくれという請願をなした国民は一人もいなかったですよ。反対ばかりなんです、請願は。そういう厳密なる国民世論というものに、あなたは謙虚に耳を傾けられなくちゃならぬと思ふのです。そういう点について法の提案者であるあなたは非常に不十分なものがある。従つてですね、私はそれらのあなたの態度については御反省を促したい

と思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この案には、半数改選とは書いておりませんけれども、もし朝日の記者がそう考えられたら、誤解です。(「ノー」と呼ぶ者あり)今の教育委員会は全部改選いたします。(半数改選じゃないか)「制度の問題ですよ大臣。」と呼ぶ者あり。それは間違ひです。もしそうであるとすれば、それからもう一つ、今の言葉のうちに、朝日の記者がいかに充実しているがとよく言っているのじゃないですよ。朝日の記者諸君は、ここにもおられると思うのですが、これは尊敬しているのです。けれどもこの議論には根底において誤った事実の認識があるというところを指摘しているのです。

○秋山長造君 私は午前中の局長の御答弁の点を御質問したいのですが、その前に今の矢嶋さんと大臣との最初の問答で、阿部真之助氏の土曜評論の内容についてのやりとりがあったんですが、その中で文部大臣は今日まで言つてこられたことと、全く別な新しいことを御答弁になったので、その点をちょっと確かめておきたいと思ひます。その点は、阿部真之助氏のこの評論の中にですね、まん中辺を見て下さい。「いやしくも一國の文部大臣が、國の教育に對し、指導助言すらもなしえな」とする如きは、常識では考えられないのである。で、この「指導助言」という点を矢嶋委員が取り上げて、これは誤解じゃないか、今の制度では文部大臣が指導、助言をすでにできることになつてゐるじゃないか、これが誤解じゃないと言へるかという矢嶋委員の

御質問に對して、文部大臣は、その「指導助言」というのは、多少言葉の使い方が不適当かもしれぬ。して申せばです、して申せば指導監督とでもすれば私どもの氣持と一致するところいう御答弁があった。一体從來文部大臣は、今度の制度になつても、文部大臣は、指導監督をするのじゃない。そんな大それたことを考へているのじゃない。地方の教育機關との連絡を密にするだけだということをおっしゃつてきたんですが、文部大臣は、先ほどのこの指導監督とでもすれば、私どもの氣持にひつたりするといふ御発言があつたんですが、これはその通りと了承してよろしうございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私どもの氣持とひつたりすると言つたように今記憶しておりますけれども、先刻のことですが……、しかし「指導助言」という文字をここに使つたのは、法規から見れば適切でなく、指導監督とでも阿部君が書いておられたら、なおよかつたらうと私の方はリマークはいたしました。しかしそれは言わぬでもないことであつて、この論文の全体は「冷静に法案全部を見渡して、國家の權力が不当に教育を圧迫するやうな事項は、どこにも見当らないのだ。こういう判断をしておられますから、この法案を支持する議論と私は思つておるのであります。

○秋山長造君 いや、その冷静にどうこうというところでなしに、私は文部大臣が使われた言葉が今まで聞いた言葉と違ふから、もしその通りならこれは問題だし、それから誤まつて言ひ違へられたのだしたら、これはただしておいていただきたいと思ひが、今おっしゃ

るやうに、阿部さんがもし指導監督とでもすればよかったらうとどういふことであつたにしても、じゃ文部大臣は、やっぱり文部大臣が日本の教育を指導監督するべきだ、そこまで持つていきたいといふお氣持を持つておられるのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは言葉の逆じゃございませぬか。今の法律では、文部省設置法にも、また教育委員會法、有名な五十五條にも、教育行政について指導し監督してはならないといふことがあるのです。それを頭に置いてこれは書かれたのでありまして、それを指導、助言といふ文字を使われたから、文字上の争ひが起るのじゃないかと感じたのでございませぬ。それなんですよ。指導助言はいいのだが、今の法規では指導監督はこれはいけません。それを頭に置いてお説き下されば、私の言つたことをお聞き下されば、これはちつともその間に論議の質通せぬところはあります。私は指導監督しようなどというところを思つたことはございませぬ。

○秋山長造君 じゃ、よろしい。文部大臣は指導監督といふことは全然考えられておらない、これは將來においても同じことだ、また今問題にしている教育法案においても、指導監督といふやうなことはない、こう了解してよろしうございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) よろしうございませぬ。

○秋山長造君 そういたしますと、これは文部大臣のお氣持はわかります。ところが文部大臣は、今おっしゃるやうに、現在の法律をもとにしての議論であるにしろ、新しい法律をもとにして

の議論であるにしろ、指導、助言といふ言葉でこころで使ひたいのは、これはちつと実態に即しない言葉だ、だからそれを指導監督とでも直したらいだらうとどうおっしゃるのです。しかし指導監督と直しても、それはやっぱりまだ誤解になりやしませんか。そういうことは實際にないのですから、誤解になりやしませんか。その点どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今度の新法案でも、文部省設置法なりは、少しも變つておりませんので、指導監督はいたさない、しかし指導、助言、援助はするのです。そういうことでございませぬ。その他、人の思ひは顔の違ひにみんないつ違ひますから、阿部君の考え方を全部肯定するわけでもなく、全部否定するわけでもないが、ただ結論において、冷静に法案全部を見渡して、國家權力が不当に教育を圧迫するやうな事項はどこにも見当らない、その通りで、これは本案支持の論文でございませぬ。そのほかに阿部さんがどうお書きになつたといふことをこころで非難することも必要はない、弁明すること必要はないと私は考へております。

○秋山長造君 それはさうですよ。だからその点は間違ひだと言つてゐるのじゃないのです。文部大臣が指導監督とでも書けばよかったらうにとおっしゃつたことが間違ひである、それが文部大臣の誤解であり、そうしてそういう書き直しをしたとすれば、阿部さんの誤解でもあるのです。だからこの指導監督といふ言葉を、文部大臣がおっしゃつたことが私は文部大臣自身がちつと感違ひをされたのじ

ないか、それこそ誤解されたのじゃないかというところをお尋ねしておるのです。別にこの問題を言葉尻をつかまえて、どうこうとつてお尋ねしようという気持はないのですけれども、ただ、法案の審議が重要な段階に、感達をされたにしても、不用意にそういう言葉をお使いになるという事は私はおもしろくないと思つて、まあついでに御注意申し上げたつもりなんです。だから指導監督という言葉は、やはりお取り消しになつて、そして指導、助言という言葉はちよつと適當でない点があるように思われるなら思われると、何かそういうふうにお考えになれば、私はそれでいいのじゃないかと思ふのです。

○國務大臣(清瀬一郎君) どうも私は合点がいかないのです。(「いかなのはこつちだ」と呼ぶ者あり) どうも合点がいかないのではありません。この論は全体として「冷静に法案全部を見渡して、国家権力が不当に教育を圧迫するやうな事項は、どこにも見当らない。私はその通りに思つておるのです。これには指導監督をしようなどという規定はないのです。ですから見当らない、こつち取るのです。ただ、現在のこの状態を見て、現在も指導監督権はないのです。(「指導助言権は」と呼ぶ者あり)指導助言権はあるのです。(「じゃ阿部さんが間違つてゐるのです」と呼ぶ者あり) だからこの文字を指導監督とでも書けばいいやうにせんかというところで、それは私のリマージュで、本来はこの論文の趣旨を私と同じよう

に考へておられるか、また違ふか、そこらのことを非難するのじゃないか、それ、われわれの案には國家の権力が不當に教育を圧迫する事項はないとおつちがつてゐるのですから、すなわちわれわれの主眼を全体としてよくお考えになり、よく把握されて、そしてサポートしてゐるものと私は考へるのです。この案全部の考へ方を私は非難し、またはこれに賛成する立場にはないのではありません。同じことを繰返すようではありませんが、ちよつと合点がいきません。

○秋山長造君 私はこの点についてあまり繰返すつもりはございませんけれども、これは文部大臣、あなたは非常の誤解しておられるのじゃないかと思ふのです。私が申し上げる意味は、この論文全体のニュアンスというものを問題にしてゐるのじゃないのです。そういうことはおつちやる通りで、もうわかつてゐる。ただし、阿部さんが指導助言と書いてゐることを、しつて申せば指導監督とでも書けばよかつたろうにと、こつちおつちやつたでしよう。だから文部大臣、冷静に指導助言と阿部さんが書いてゐるところを消して、指導監督と書き直してみられて、そして読んでいただければ、それはなおさら指導助言よりも指導監督と書いた方がちよつと誤解であるというところにおつちやると思ふのですが、いかがでしょう。

○國務大臣(清瀬一郎君) しまいまで、全体の字句の、(「いや、全体のことを言つてゐるのじゃないですよ」と呼ぶ者あり) 字句のことは別ですが、文部大臣の指導助言の規定はないの、うが、実は指導監督の規定はないのです。ないのは指導監督権がないのです。それゆゑに規定がないということに合致するのだつたら、指導監督の規定がないとお書きにならぬというところと工合

が悪い、指導、助言の権利はあるのですから、それがちよつと工合が悪いと言つたのです。それから……(「だから指導監督という言葉をお使いにならなければいいのです。その点はいいいのです。」「指導監督におきかえられたら大事なんだ。ところが文部大臣は指導監督だつたらいい、びつたりくと言われたのだからそこを取り消せばいいというのですよ。いいですか。落し穴も何もないのですよ。そのままですよ。」「呼ぶ者あり」……話が長くなりまして、けれども、もうお許し願ひたいと思ひます。これも阿部君の御議論を弁護するのでも何でもありません。

(「あなたが直したのだから、直した責任がある」と呼ぶ者あり) あまり一つのことでは時間を取るのは、いかかかと思ひますけれども、衆議院の公聴会で……(「それは議題外だ」と呼ぶ者あり) いやちよつと待つて下さい。この論が出たものと申すのです。稲葉委員が矢内原さんに「この法案のどこが教育内容それ自体に政治権力の入つてゐないか、それがあるのですか、御指摘願ひたい」と、こつちのことを稲葉君が言つたのです。それに対して矢内原さんは、「たゞそれは四十八条でございますが、文部大臣はこれこれに必要な指導、助言または援助を行うことができる。」「これをちよつと答へておられるのです。」「指導、助言、援助といふことが四十八条に書いてあるのを、それを政治権力の導入だといふふう矢内原さんが答へられたのです。このことがあつて、私は阿部君の耳に入り、目に触れて、そこで指導、助言といふやうなことをここに使われたかと思ひます。だけ

れども、ないという動詞がその次にあつた以上は、ないもの、すなわち監督権の方にいく方が文字は合つたと言つたのでありまして、そこで、これ全体はわれわれの案を支持してゐる証拠には「冷静に法案全部を見渡して、國家の権力が不當に教育を圧迫するやうな事項は、どこにも見当らない。矢内原さんのおつちやつたのはそうじゃないと、こつちのことを言つておるんです。」「秋山長造君 文部大臣そういうふうに議論をふつかけておられるが、矢内原さんのことなんかつとも言いおりやしませんよ。それからまた阿部さんの評論が政府案を支持してないといふことも言いおりやしないのですよ。全体のニュアンスとしては政府案を支持してゐるというところをわが意を得たといふやうに文部大臣は悦に入つておられることもよくわかつてゐるのです。それは認めておるのですよ。ただ、まん中のところで「文部大臣の指導、助言の規定」といふことが二度使つてあります。二度。その二度使つてある指導、助言という言葉を文部大臣は指導、監督とでも書きかえれば一そうよかつたろうにと、こつちやつたんです。ところが、指導、監督と書きかえてそこで読んでごらん下さい。それは一そう文部大臣の意思に反した結果が出来ますよ。だから、その点は指導、助言といふ言葉が突如に即しないといふことは、これはお認めになつて通ります。われわれもそう思ひけれども、しかし指導、監督と書きかえたなら、文部大臣のおつちやることは一そうとんでもない間違ひになる。それは局長とよく相談して、はつきりしたことを答へて下さい。別にこの問題で議

論しようとは思つとも思つてないので、すから。○國務大臣(清瀬一郎君) 今局長と相談しようといふことで、相談いたしまして、そこ、私一つあやまちを發見しております。それは「文部大臣の指導、助言の規定が、無い」と読んでゐる、くさいの臭い字なんです。譯字版を間違つて、「くさい」というのはあるといふことですよ。」「呼ぶ者あり」今の法律に方々に指導、助言という規定がある、これが「臭い」といふばいさうだが、読み違ひで、それで秋山さんと數分間の時間を空したことはなほ遺憾であります。私はガリ版を見そのうて、これを私は「無い」と読んでゐる。奥の字らしい。それは間違ひで、御注意によつて政府委員と相談しまして「臭い」と「無い」とのあやまちを發見しました。これは謝します。

○秋山長造君 ではそれでよろしうございませう。そういうやうに一つ議論にすぐお入りにならずに、すなわちやつぱり見ていただければ、すぐわかることですからね。要らぬことで時間をだいたい空費しました。そこで質問に入りますが、緒方さんはけさほどの指導主事の職務という問題について、現行法の「命令及び監督をしてはならない」という規定は、これは間違ひだ、間違ひだから今度の法案でそれを直したんだ、こつちやうにおつちやつたのです。それに対して私は、それは間違ひじゃない、現行法の規定が正しいんだ、こつちやうて反論したわけですね。現行法の規定は間違ひなんですか。この点をまず。

○政府委員(緒方信一君) 私申し上げ

ない、それこそ誤解されたのじゃないかというところをお尋ねしておるのです。別にこの問題を言葉尻をつかまえて、どうこうとつてお尋ねしようという気持はないのですけれども、ただ、法案の審議が重要な段階に、感達をされたにしても、不用意にそういう言葉をお使いになるという事は私はおもしろくないと思つて、まあついでに御注意申し上げたつもりなんです。だから指導監督という言葉は、やはりお取り消しになつて、そして指導、助言という言葉はちよつと適當でない点があるように思われるなら思われると、何かそういうふうにお考えになれば、私はそれでいいのじゃないかと思ふのです。

げましたのは、指導主事というものの法律上におきます地位でございませう。これは教育委員会の事務局の職員でございまして、教育委員会の職務権限を補助執行するものでございませう。でありますので、指導主事の職務といひまして「命令及び監督をしてはならない」というのはこれは不合理じゃないかというのと、こういうことを申し上げまして、午前中も話がありましたように、指導主事の職務柄、これはやり方としましては、そこで命令がましいいあるいは監督がましいいことはなるべく避けていくことが適當であろうとは思ひます。これはしかし、何と申し申すか、職務執行の心得でございまして、権限、職務としましては法律上こういうふうな規定するのはおかしいから、あるまいかと、こういうふうなことから、これは今度の新しい法律にはわざわざこういうことを規定してない、こういう説明をいたしたつもりでございませう。

○秋山長造君 では、重ねてお伺いしますが、とにかく現行法は誤りじゃないかというの、要するに誤りだということなんですね。一体この教育委員会法は簡単な条文なんです。だから、そんな法律上明々白々たる問題について立法者がそんなあやまちを犯すということとは私は考えられない。それからかりに百歩を譲って、よく文部大臣の口ぐせのように言われる占領下早急の間に書き上げたものだからと、こういうようなことで解釈するにしても、この条文は最初から入ってあったの条文は付け加えたものでしょう。だから、たくさんな条文をずうっと並べ

てたくさんな条文を一度に書き上げたのだからまたあやまちがあった、というふうなことからこれは別問題。しかし、この条文は、これはあとから書き加えた条文なんです。書き加えるときこの一カ条が問題になった。だから、この一カ条を書き加えるについては文部省でも十分検討され、また法制局でも十分検討された。たくさんな条文を一度に書き上げたときよりは、この一カ条にかかっておる比重というものは非常に重いのです。非常に重いのです。その点が私が申し上げるのは間違いかどうか。この点が第一点。それから……まあその点だけ先に答えて下さい。

○政府委員(緒方信一君) 今御指摘にありましたただし書きがあとから入ったというところでございしますが、これははなはだ遺憾でございしますが、私その事情をつまびらかにいたしません。開けてお答え申し上げますが、聞きましてたところでは、ほかの条文にあったのをここに移しかえたのじゃないか、こういうことでございしますが、これはさういふことではございしますが、これはただ、私が先ほどから申し上げておりますのは、立法論といたしまして、今度新しい法律を立てる場合に、先ほどから申しましたような理由からいたしまして、このただし書きを新しい法律に入れることは不合理、不適當と考えましてこれは落しました、かように御説明いたしておりますから、さうに御了承いただきたいと思ひます。現行法に入っておりますというところはこれは事実でございしますが、ちよつと経緯につきましては、さらに調べてお答え申し上げます。

○秋山長造君 ほかの条文にあったのをここに移しかえたのじゃないかと言われるが、一体どこから移しかえるというふうなことができるのですか。法案を初めからしきりて読んでみて、ほかの条文にこういうことを付け加えるようなところはないのですか。あれは教えていたのだ。それから第五十二條の四という(指導主事の職務)という条文ができた理由、それからその趣旨、精神、こういうふうな点について一つ御説明願ひたい。

○説明員(木田宏君) ちよつと御説明申し上げます。今私の記憶がもし間違っているといけませんので、確かめ材料を点検しておりますけれども、ただいま御指摘になりました指導主事の職務を規定いたしました五十二條の四という規定は、以前は四十六條削除となっておりまして、その位置にあつたものでございします。これは指導主事につきましては教育委員会法制定当初、まあアメリカの指導がありまして、私どもでは内容のつきりしてない職員であつたのでありますけれども、当時の占領当局の指導によりまして、それを指導主事という言葉で表現して、その職務内容もそういう指導を受けてこれをこちの法文でそれに近い内容のものに表現した、こういうふうには承して承しております。でこの四十六條を削りましたのは、昭和二十五年の法律百六十八號の改正によるものであります。この改正でただいまのところへ持つて参りました。このときと同じく四十二條に削除となつておりますが、そのところに教育長のことが同じように書いてございします。

その教育長の職務もちよつと同じ改正規定でただいまの五十二條の三のところへ移しかえたのでございします。で、教育長の規定につきましては、当時多少表現を変えたように私記憶しておりますけれども、指導主事につきましては、そのまま移しかえたのじゃないかと思つておられます。今確めておりますから、後刻またあらためてその点は御説明申し上げます。

○秋山長造君 そうすると、現行法の五十二條の四の条文がそのまゝ四十六條のところへすつぱりはまつておつたわけなんですか。

○説明員(木田宏君) その通りでございします。

○秋山長造君 ただいまの御説明によりますと、この四十六條から五十二條の四へ移しかえたのは、このGHQの何かアドバイスが何かで移しかえたというふうに聞き取れたのですが、そんなんですか。

○政府委員(緒方信一君) ただいま地方課長が御説明いたしましたのは、制定当初の事情を御説明いたしましたのでございまして、条文の整理、これはほかの事情でその次の改正で条文の移しかえをいたしました、かような場合に私も承いたしました。ただ課長が申し上げましたように調べておられますので、さらにお答え申し上げます。

○秋山長造君 それでこの四十六條から五十二條の四へ移しかえるときは教育長の問題もあるけれども、教育長の条文とそれから指導主事の条文と……、だからそのとき新しくこういう条文を作つたのじゃない、今まであつたのをただ条文の体裁上移しかえた、こういうことにすぎないけれども、それにし

ても教育委員会法の改正案として国会へ出されたわけですね、そうでしょう。で、国会でそういう内容を持った改正案を提案される以上は、この条文そのものについても機械的に移しかえるということでもなしに、その条文そのものについてもそのときにやはり問題になつたらうと思ひます。それからまた今局長がおっしゃる通りに、これは間違ひだ、あるいは間違ひという言葉は使わないまでも、適當でないという考え方があつたならば、そのとき當然こういう問題は検討されたと思うのですよ。しかもその検討された上で、やはりこれはそのまゝ別に間違ひでも何でもなし、これでいいのだということとで移しかえられて、そしてそれが国会においても妥當なりとして通過成立したものであらうと私は思ひます。それはその国会の審議も議決もみなこれは占領下だから、国会では不適當と考へたのだけれども、進駐軍から圧迫されて仕方なしにそのまゝ残したのだというふうな説明があれば、これは別ですけれども、まさかそんなことはない、二十五年ですからね、そんなことはない。だからこれはもう立案者によつてもあるいは立法機關においてもこれが正しいのだ、これでいいのだという確認のもとにこの規定が五十二條の四として残つたのだ、こう私は確信せざるを得ない。その点はいかがですか。

○政府委員(緒方信一君) ただいまお話しした二十五年度でございますが、この点私どもはつまびらかにございませうから確かめますけれども、条文を変えるときにはそれは国会に提出しまして、国会で御審議願つた上でございしますから、それはおっしゃる通りだと存

じます。ただそのときにはも政府当局として、私の考えからいたしますと、検討をしてこれはやはり除いておいた方が適切であったと私は考えます。このたび新しい法律案を作成するに当たりましては、先ほど来申し上げますような理由によりまして、これを削除して案を作ったのでございます。

なおおもしろいと思つて申し上げま
すと、国会ではそれはもちろん慎重御
審議を願つたに違いございませんけ
ども、當時もやはりGHQだけの關係
を申し上げますと、この案につきま
してもアブルーバルを必要としたこと
でございますから、これは想像でござ
いますけれども、一番初めに指導を受
けておつたならば、同じような指導
があつたのじゃないかと思ひます。

○秋山長造君　これは局長は当時局におられなかったわけでございますから、その間の事情は局長からこの席で承わっても、これはただ今の状態で局長の御推察にすぎないわけですが、その点はその程度にとどめておきますが、しかし私どもが過去の経験にかんがみ、また今日の実情にかんがみ、またそれがGHQのアドバイスであったにしても、やはり日本側の立法者の意思というものは私はここへ現われてきておると思うのです。それでやはりあえて命令、監督してはならないという規定を置いたところに非常に意味がある。これはただ外国から押しつけられたというような簡単なことで、簡単な論法で片つけられる問題じゃないのですよ。GHQの示唆があるうがなかるうが、日本の過去の明治、大正、昭和とやってきた教育行政の実態というもの考えた場合に、当然新しい民主

主義の教育、民主主義的な教育制度といふことを考える場合にはこの規定は入つて何らおかしくない、おかしくないばかりでなしに、ぜひこういう規定は必要なんです。にもかかわらず今度の新法でこれが削除されておるといふことは、なかなか深いあなたの方のおもんばかりもあるのだらうと思う。私どもに言わせれば、これは非常に危険性をはらんだ改正だと思ふのです。

それに秘けさばとも申し上げましたように、この現行法での教育主事というものはこれは文字通りの教育主事です。つまり、かみしもを着ないで腰で専門家が教員の中に入って、そうして命令とか服従とかいう感情は全然持たないで、ごく自然な形で教員の中に入る腰で入って、そうして自分の

持つておる専門的な知識を教員に吹き込む、あるいはそこでデイスカッションをやる、そうして切磋琢磨という過程において現場の教育効果を上げていく、こういう建前だと思う。ところがそれが今度のようになまして、けさはどの局長のお言葉にも出ておりましたが、指導を行ひ、命令、監督もできるんだということになりますとですね、これはあなたの方の方は立法者として善意でしょう。それはおっしゃるように善意でですね、いや大体はこれは今まで通り、実際は今まで通りだ、しかし命令、監督もしようと思えばできるんだ、しかしそういうことは望ましくない、こうおっしゃるんですね。それがあなたの方の善意の内容なんです。しかし、それが実際に教育行政の第一線で現場においてどういう形になって現われてくるかということが私は問題だと思ふんです。これはね、今までは

まあ命令、監督というようなことをしてはならないということが特に法文でうたつてあるだけに、これは徹底しているはずなんです。ところが指導主事というものは現場の教員からいえばこれは親しみ深いものなんです。身近に近寄れるものだったんです。ところが今度は事と場合によつたら命令、監督、命令権、監督権というものを持つておるんだぞということになります。

と、まあせいぜい敬遠しておこう、敬して遠ざけよう、こういう感情になってくることはこれはもう疑問の余地ありません。そうなると、これは指導、助言——専門の科目についての指導、助言というようなことはだんだん、だんだんとわきに押しやられて、もっぱら命令権、監督権、こういうような

いかめしい肩書で上と下との関係、言葉をかえていえば上意下達というような役割をです、指導主事が事実上果すようなおそれが多分にある。でそういうことになる、今までの教育現場というものはできるだけ教員の創意を生かして、教員自身の相互の切磋琢磨によって教育の効果を上げていこうということであったのがですよ、今度はそういうことでもなければまず横を見る、もちろん上を見る、上の顔色をうかがってせいぜいもうお上のおっしゃる通りにと、こういうことにとどうしてもなってくる。私自身も教員の経験がありますからそれはわかっていゝる。もうそうなるんですよ。そういうことになれば、結局ですね、あなた方は善意でもってただ法文の体裁ということだけで改正したんだというように軽くおっしゃるけれども、実際にはこの条文の改正というのは非常に重大

な意味と影響を持つ。一步誤ればすぐ危険だ。昔のあの視学制度、県視学、郡視学、ああいう視学制度に逆転する可能性が大にあるということを私は申し上げておるんです。でそういう点についてのこの心配がないかどうかです、ね、危険性がないかどうかということ、それからまたかりにそういう私が申し上げるようなことをあるいはあるかもしれぬとお認めになるなら

ば、そういうことのないようにするための保証を何によって求められるのか。この二点についてお伺いします。

○政府委員(緒方信一君) 私もただいま仰せになりました、その指導主事の活動の実態というものが、ただいまおっしゃいましたように行われることが望ましいことは、これはもう御同感

でございます。別にそれについて異論を唱えているわけじゃないですね。ただしかし、それは指導主事の職務のやり方の問題でございますして、この職務として法律に規定するのは不適當であるということを繰り返して申し上げているわけでございます。これは指導主事にいたしましたも、そのほかの事務職員にいたしましたも、技術職員にいたしましたも、教育委員会の事務局の職員であることは同列でございます。教育委員会に属します職務権限をこれは執行する者、補助執行する者でございます。従いまして、そこにその指導主事に対して、独立に命令しちやいかぬ、監督しちやいかぬということを法律で書くのは不適當である、これは制定の経過はいろいろございまいしょうけれども、今日新しく立法するに当りましたは、これはやはり削除した方が適當であると、こう考えた

わけてございます。指導主事が指導いたしましたにつきまして、それが指導のときにはお互いに切磋琢磨するような態度で教員の中に入っていることとは、これは好ましいことだと存じますので、それらにつきましては、十分またこの法律の趣旨としまして、やり方につきましては、教育委員会に對しまして私どもも指導していきたいと思ひますが、これは法律に書くことと

ます。それからまた教育委員会の権限
としたしましては、これは指導部面
におきましても命令し、監督するとい
う関係は教育委員会と学校との間に
当然起つて参ります。その権限を執
行する指導主事がそれをやっちがい
かぬといふことは、ちよつと不適当
でございます。

ます。これはあくまでそうだと存じます。さようなことを申し上げているわけでございますから御了承をいただきたいと思ひます。御意見のほどは私よく承わって御同感でございます。

それから、なお先ほど申し上げました改正のときの改正の事情でございますけれども、先ほど申し上げました通りでございます。確かめてみましたら、前の条文を条文の整理のために二十五年の法律百六十八号で改めた、こういうことでございます。

○湯山勇君 委員長、ちよつと関連。緒方局長にお尋ねいたしますがですね。指導主事というのは県教委、地教委、大体何名ずつになっておりますか。

○政府委員（緒方信一君） これは一概には申し上げられません。都道府県の教育委員会では相当数ございますけれども、小さい委員会ではそうない、市の段階で予算措置といったしましては四名

でございますが、それくらいのこと……。

○湯山勇君 県ではどれくらい。

○政府委員(緒方信一君) 県で申しますと、ちょっとはつきりした数字を申し上げかねますけれども、もう少し多いように思います。

○湯山勇君 そこで、この指導主事に指揮命令権がないというのは非常に深い理由があるわけですね。今局長の御答弁にありましたように、町村は別として、市においても、県においても数名の指導主事がおります。これは指導とか助言とかいう範囲ならいいんですけれども、命令するとか、指揮監督ということになるれば、その四名、五名の指導主事があつてはならぬことになるわけですね。出先においてあつたらしく、間違つたことを認めてそれに措置を命ずるということになれば、その指揮命令というものは人によって違つて参ります。同じような誤まりに對してもAの指導主事はこういう命令をする、Bの指導主事はこういう命令をする、現場の監督ですから、そういうことになったのでは工合が悪いから、指揮命令というものはすべて教育長を通してやる、指導主事は現場の事実を確認して、これは是正しなくてはならないという事実を認めたときには教育長を通じてやる、一本でやる、これが私どもが當時説明を聞いた指導主事は命令、指導監督してはならないという趣旨である、こう聞いております。だとすればですね、私はこの精神は大切だと思ふ。場合によつては六人、七人の指導主事がそれぞれ大臣がいつもおつしやるように顔が違えば心も違ふことから見ても、その重大さの判断も違ひます。そうなつたときにてんでは

らの指揮監督をしては困る。その指揮監督、命令というものは一途に出なければかえつて現場を混乱します。そこで事実を認めることはいけれども、それに対する指揮、命令というものは指導主事が直接やらなないで、一度一人の責任者である教育長を通してやるのだというのが現行教育委員会法の精神であり、前回にあなたは削除しなかつたのは間違ひだとおつしやるけれども、そうではなくて、その精神を生かしたのが現行法なんです。これは私は直接説明者から聞いておりますから、間違ひはないと思ふのですが、そういうことはあなたはお考えになりませんか。

○政府委員(緒方信一君) ただいまおつしやりましたのは、これは私はやはり仕事のやり方の問題だと存じます。職務の執行の態様の問題だと思ひます。それでそのことについては先ほどから申します通りに、特に指導部門におきまして慎重にやらなければならぬというところは申し上げておる通りでございます。しかし職務の権限として命令、監督をしてはならないということとはないじゃないかということも先ほどから申し上げておるわけでありまして、たとえば出先におきましてまずに方針がきまつておるもの、教育委員会におきましてきまつておる問題、これはいろいろ御議論はありますけれども、新法におきましては、第三十三条第二項によりまして承認を受けなければならぬ教材を使つておる場合に、それを使つちやいかんということも言えないというところはおかしと思ひます。指導主事はそれぞれ統一がなければならぬ、指導には統一がなければならぬ。今あげた指揮、命令だけが統一

がなければならぬというのではなく、指導だつててんではならぬに指導してはならないのでありまして、そういう指導方針のきまつたもの、基準のちゃんときまつたもの、これにつきましては指導主事が出先でやり得ると思ひます。しかしやるのが常態だと言つておるのではありません。

○湯山勇君 関連ですから簡単に尋ねたいのですが、局長は現行法のそういう精神をお認めであるのかどうかというところが一点です。

それから第二点は、たまたま例にお引きになりましたけれども、使つておらない教材を使つておつたときに、その教材を使つてはならないと定める、その教材をその場で使わせないようにするために指揮、命令もできます。その授業はやめよという指揮、命令もできるのです。使つてはならないというときはきまつておりますけれども、その出先の操作を、その授業はやめよ、こういう命令をするか、その教材を使つちやならないという命令をするかはそのときの主観です。それが指導主事はお前はこの授業をしてはいかん、この授業でお前はこの教材を使つちやいかん、こうなつたのではないかんから、こういう場合にはこういう措置をするのだということは一途に出なければならぬと言ひます。もつと極端なんと言へば、お前はきようは学校に來ちやいかん、こういうことを言うかもしれせん。そうならないように、やつておる事実はこれははつきりしてゐる、やつてならぬことをやつておるのだけれども、これに對する監督、命令というものは一途に出なければ、非常

にその扱いに差ができる。そこで教育長というのは一人ですから、その一人を通じて、電話で連絡して、ここでこうしておるがどうしようかという指図を受けてやるならこれは別です。出先の判断でやらないのが現行法の趣旨で、この趣旨は私はやはり生かしておかねければいけない、指導主事というものは一人じゃないのですから。こう思ふので、秋山委員の質問に關連して、本法の精神はここにあるのだということをあなたがお認めになれば、これはやはり生かしておかなくちゃならない条文になつてくるということをおし上げておるわけです。

○政府委員(緒方信一君) その指導主事の仕事をやりやすにつきては、それは教育の問題でございまして、それは慎重でなければならぬというところは先ほどから私は繰り返して申し上げております。しかし、その職務権限として命令をしてはいかん、監督をしてはいかんということはないじゃないかというところを申し上げておるわけでありまして、ただ例にいろいろお引きになりました、私も引きましたけれども、命令をするという方がありません。それはいろいろやり方がありません。たとえば授業をやつちやいかんというまでやるか、ただ届けなさいよという命令もこれはあると思ふ。届け出ないものを届け出なさいよという命令はこれはやはりあるだろと思ひます。それはやはり慎重にやらなければならぬ、しやれなければならぬと思ひます。しかし命令をしてはいかんということをおわさわざこの法律に書くのは、これはやはり法律としてはおかしいと思ひます。でございますから、この法律には規定してありません。一途に出なければならぬことは当然でございますけれども、一途に方針のまゝつた事項につきまして、絶対にやつちやいかんということはないと思ひます。

○湯山勇君 局長は私の発言をお認めになつておつて、まあ法の建前上変だとおつしやるのですけれども、それはそうじゃなくて、建前上その通りとしておれば今のようない問題が起るから、そこで規定するのであつて、その規定がなければ、局長自身が認めになつたように、今のうちに届けなさいよと言ひ人もあるでしようけれども、それは今使つちやいかんというのがあるだろしということになるれば、これはやはり問題だと思ふのです。そういうことに關する規制を、命令権、指揮権があるのだということになればどこですか。これはやはり法律でやらなければできないのです。そこで現行法があるわけだから、局長もその事実は認めになつておるのだから、その事実に対しての規制の方法をどこで明示しなればならぬ、ただあるだけだといふのではこれは納得できないので、あなたが今言われたような、私が例に引いたような、そういうことに対する是正の処置がどこにあるか、なければやむを得ずなるほど多少公務員の体系としては変かも知れませんが、これはやはり入れおかなければならぬという事実が起る。また指導主事というものの仕事は、従来一般の教育委員会の事務職員と違つて、教育長と指導主事というものははつきりと置かなくちゃならぬと規定された職員です。あとの者はいてもいなくてもいいのです。特別なそういう任務を持った職員なるがゆゑにそういう特別な規定もま

た意味があるわけなんで、大臣、私の言うことが間違いでしょか、どうお考えですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 局長が言いました通り、指導主事の職務をこう言うことはならぬと言つて法規で制限するよりも、実際に指導主事の職務のあり方から、やはり指導、援助するというのが主であるというところはわかつてゐるのでありますから、無理に監督してはならぬ、命令してはならぬという手足をくくらない方がいゝんだと、こういうふうに考えます。

○湯山勇君 ところで今のような事態が起ることは直ちに予想されるわけですが、今の教材なら教材の問題について、そういう場合は一途に出るということについてはどういう方法をおとりになりますか。とらなければ困るので、とつてもならぬと困る。

○政府委員(緒方信一君) これは各個の教育委員会の問題でございます。教育委員会で十分方針をきめて、そして指導主事が指導に出るときにはそういう一途の方針をもつて臨むことが必要であると思つて存じます。これは先ほどから何べんも繰り返して申しましてはなはだ恐縮でございますけれども、やはり教育委員会に所属します職員でございますので、公務員として仕事をすることに、監督、命令してはいかんということはどうしても不合理だと私は考えます。そして申しますならば、教育長というものは教育委員会のすべての事務につきまして、その事務を執行するわけでございます。教育長が学校に出ていきまして、それじゃ指揮監督、命令ができないか、それはやはりできると思ひます。指導主事といえどもそ

れを理論上いけないうこととはないと思ひます。やはりやり得る場合もある、そいつが一本でなければならぬというところは、いろいろ問題にもよりまされども、そういうものは教育委員会の問題といたしまして、平素から十分指導部面につきましては特に慎重に研究して、そして指導に出て行きます場合には、態度等もよくそれはきめておく必要があるだろうと思ひます。

○湯山勇君 あなたがおっしゃるようにならぬ、指導主事の態度については委員会等で十分教育する、それは全国でやらなければなりません。全国の指導主事に対してやらなければなりません。そういうことを簡単にこの条文で規定してそういう手を省く、そういうあやまちをなくするということだから、私はこれは議論になりますけれども、どうしても必要だと思つて存じます。それをあえて委員会教育するとか、心得として話とか、そういうことで万全が期せられるかどうかについては大いな疑義があります。ただそれだけ指導します。

○政府委員(緒方信一君) ただいまのお言葉を返してはなはだ恐縮でございますけれども、全国で統一しなければならぬということは私はないと思ひます。それはやはり各教育委員会の責任におきまして、教育委員会におきまして教育課程につきまして、その他学習指導につきまして、権限がございまして、教育委員会の責任としてそれはきめることだと存じます。ただ問題は、文部大臣がきめる教育課程の基準、学習指導要領の形で出しておりま

すから、これにつきましては、この基準は守らなければなりません。しかしこの範囲内におきまして、都道府県あるいは市町村の教育委員会が教育計画、指導計画、こういうものを立てるわけでございますから、それは個々の教育委員会の方針に従つてやること、この地方分権の建前から申しまして当然だと存じます。

○安部キミ子君 関連質問。私は県の教育委員会をしておりますときに、相当に指導主事の方と現場に立つておられる。私も昔は女学校の先生をしておりましたので、昔の教育がどんなものであつたかというところも知つております。この終戦後の日本の新教育がいろいろな面でいゝところがあつたのです。一番いゝところと私が心から思つたのは、この指導主事という方が、昔のような権力ではなかつたような指導を、しなくなつたといつた、私は今度の教育のよさがあると心から喜んだもので、今こういふ法律ができました、今のなかやかな指導主事とそれから先生との間のあつた緊張がまた一歩離れて命令、監督するといふことが許されるといふことになりますと、講習会を開きまして、研修会を開きまして、その指導主事に対する先生方の態度、それから指導主事その方の心の持ち方が変わつてくるのじゃないか、私はそういうことを考えまして非常に心配し、憂えてゐるものであります。そういう点からいいますと、やはり緒方局長の話でいけば、もうそういうことは納得の上で十分理解できていることだ、そういうことは決してないといふふうな、心配はなさそうないといふふうな御意見でありますけれども、私はやはりこの現行法を生かした文章が、この指導主事の何といひますか、権限の中にやは

り入らなければ、これがそこなわれていくのじゃないだろうか、そうしないといふのは先生方もその気で私は指導主事に対して遠慮なさる向きが多いんじゃないかと思ひますが、緒方さんは長いこと文部省におられますから、現場の実情をよく存じておられると思ひますけれども、私も実際そういう面にしばしば直面しておりますので、あの空気がこわれることを非常に心配しておりますが、どうでございますか。お考えを伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) この法律を立てました趣旨につきましては、先ほど来御説明申し上げた通りでございますが、繰り返して申し上げませんが、ただお話のような指導主事が権柄づくになつていく、やり方が権柄づくになつていく、こういうことは好ましくないことではございませんので、私も法律を制定いたしました際におきまして、十分そういう点につきましても、地方に対して指導いたしたいと存じております。(あなたがいづまでも局長しておられんでしょう)と呼ぶ者あり。

○安部キミ子君 もう一点。あなたが、今矢嶋さんがちよつとそばからお話になりましたけれども、そういうふうないきさつがそのまゝいづまでも行われるといふことにはいかにないのです。ですからやはり法律として国が責任を持つてお出しになるからには、その法律がほんとうに法律である、指導主事の方も先生もこういう立場でお互ひに教育に当らなければならぬといふことの尺度になると思ひますが、私は、そういうあなたが何といひますか、樂觀しておられることは、い

わゆる希望国といひますか、そういうことは永久に描かれるものではないと思ひますので、この点ははっきり現行法がこのようにあるのですから、これをちよつとこちらへ移されたらもういい法案ができると思ひますが、その点を私は、それはあなたの今までの説明を聞いておりますから、あなたはこれに要らないんだという見解に立つておられる。私は入れた方がいいという見解に立つておられる。これは見解の相違だといつて一擲してしまわれればそれまでですけれども、やはり私も現場まの空気をよく見て、教育を見ましてやはいとこの一項をどこかに入れておかないと、また昔のようなあの悪い雰囲気が生まれてくるのではないか、こういうふうに考えるのです。

○政府委員(緒方信一君) まあ繰り返して申し上げるけれども、指導主事の、これは指導主事のみではございせん。ほかの職員にいたしまして、自分の恣意で、自分だけの考えで命令したり監督したりすることは、これは厳に避けなければならぬと存じます。しかしこれはやはり職務執行の心得の問題でございます。その職務をいたしましては、やはり新しい法律の建前が私は適当であると存する次第でございます。いろいろ御注意がありまして、今後は私も実際に法律を運用していきまします上に十分注意をいたしたいと存じます。

○秋山長造君 まず、重ねてお伺ひしたい点は、大臣も局長も教育の現場での指導主事といふもののあり方についての実態ですね、実態といふものはわれわれの方から申し上げましたのではばおつかみになったと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) まあ繰り返して申し上げるけれども、指導主事の、これは指導主事のみではございせん。ほかの職員にいたしまして、自分の恣意で、自分だけの考えで命令したり監督したりすることは、これは厳に避けなければならぬと存じます。しかしこれはやはり職務執行の心得の問題でございます。その職務をいたしましては、やはり新しい法律の建前が私は適当であると存する次第でございます。いろいろ御注意がありまして、今後は私も実際に法律を運用していきまします上に十分注意をいたしたいと存じます。

○秋山長造君 まず、重ねてお伺ひしたい点は、大臣も局長も教育の現場での指導主事といふもののあり方についての実態ですね、実態といふものはわれわれの方から申し上げましたのではばおつかみになったと思ひます。

権柄で指導主事という、どちらかといえ現場の教員にとつて身近な存在、親しみを有する存在から、今度は権柄がなくなるといふことになる、うなことは絶対にないにしたい、あくまで今まで通りな方にしておきたい、こういうことをおっしゃる。

の、そういうことにならぬようにされるというならされるという保証が私は必要だと思ふ。その保証について、どういふことを具体的にこの法律の施行に当ってお考えになつておられるのか、これが第一点です。

る教育委員会が持つべきものであつて、その補助機関までが同じように命令、監督権を独自の権限として持たなければ法律の筋が通らないという御議論は、私はその御議論自身が法律の筋が通つておらないように思ふ。

れば、そういう点は十分文部省として法の運用といたしまして地方指導していきたい、かように申し上げたいわけでございます。

案、条例案の原案送付権において混乱が起つたというので、その資料を出していただきた。で、当初この二本建問題の事例としては五つあげられたわけですが、その後道府県十六、市三、町四、これだけの事例があげられております。で、その内容はどんなものか、果して教育委員会が無理押しをしたのか、それとも知事側の方に教育に關しての理解に乏しいという点があつたのか、その概要の資料を出してもらいたい、なおその結末はどうなつておるのかというところに基く資料がここに出ております。これを見ますとね、ほとんどがこの教育を正常に維持するために、適正なる教員定数を確保するという点が両者の意見の相違点になつてゐるようです。そうして結末を見ますと、結論的には、いずれもこの知事側の案が最終決定して、教育委員会の案というものは否決されておりました。で、ここで推察されることは、これは公聴会で公述人も述べたわけですが、予算案の原案送付権があるがゆゑに、これはまあ伝家の宝刀となつて、教育予算がベストとは言わな

おっしゃるのですけれども、これはもうこの場で一分や二分かつて理屈で、口で説明してもこれはどうして現場の実態というものをすべてをつかんでいただくことは無理だと思ふのです。やはりこれは現場における、実地にその指導主事というものに接觸して

ば、何も特にこの条文を削らなくても、こういうものはそのまゝ残して置かれていいじゃないかということが第二点、それから第三点は、であるにもかかわらず、あえて削らうとおっしゃるの

も、命令、監督をしてはいけないといふことを規定することは不当だと存じます。やはり指導主事が、先ほど例にも出しましたような、非常に不適当な、あるいは法律に反したようなことを行われておるのに対して、それは方法が十分慎重にしなければなら

それから職務権限として、これを教育委員会の職務権限にあるから指導主事も同じ職務権限でなければならぬというふうに私が申し上げておる、これはおかしいじゃないかというお話でございますけれども、これも私が最初に申し上げました通り、教育委員会の学校に對します職務権限として、これは命令、監督していく機能がそこにありますので、それに対して指導主事に特別にそれを省いていくことは適当じゃないと、かように考えております。

案、条例案の原案送付権において混乱が起つたというので、その資料を出していただきた。で、当初この二本建問題の事例としては五つあげられたわけですが、その後道府県十六、市三、町四、これだけの事例があげられております。で、その内容はどんなものか、果して教育委員会が無理押しをしたのか、それとも知事側の方に教育に關しての理解に乏しいという点があつたのか、その概要の資料を出してもらいたい、なおその結末はどうなつておるのかというところに基く資料がここに出ております。これを見ますとね、ほとんどがこの教育を正常に維持するために、適正なる教員定数を確保するという点が両者の意見の相違点になつてゐるようです。そうして結末を見ますと、結論的には、いずれもこの知事側の案が最終決定して、教育委員会の案というものは否決されておりました。で、ここで推察されることは、これは公聴会で公述人も述べたわけですが、予算案の原案送付権があるがゆゑに、これはまあ伝家の宝刀となつて、教育予算がベストとは言わな

いたなかの程度ではとどまらぬのですよ。これはもう県視学が来たといつたら、これは教員は皆顔色がさつと変わるくらい力を持ったものなんです。これはまさかこの新しい法律ができたからといって、急にそういうことにはならぬでしょうけれども、漸次そうなっていくのです。初めはうねうねいってまだだんだんなれつになりますから、いばる方もなれつにならな

は、先ほど来おっしゃる通りに、ただ立法技術の上からどうも適當でないといふお考えだけなのか、それともどうして現実の地方教育行政の実情に照らして、これを削らなければならぬという何か具体的な事情が他にあるのかどうか、それが第三点です。

せんではしょうけれども、命令、監督はやはりしてもよろしい、し得るということとは規定しなければならぬと考えます。そういう前提でございます。これは指導主事の仕事をしていく心がまえとか、態度とか、権柄づくであつてはいかぬというような点は、これは一般公務員全体についても當るかも知れませんが、特に教育の内容の指導の關係の職員でございますから、特別に注意しなければならぬというところは私も認めておるわけでございます。で、その保証につきましては、やはり先ほど申しましたように、私はこういう新法が出ましてもその点が変わると思ひません。態度ががらつと變つてそういうものになつてしまふとは私は考えま

問を返します。

案、条例案の原案送付権において混乱が起つたというので、その資料を出していただきた。で、当初この二本建問題の事例としては五つあげられたわけですが、その後道府県十六、市三、町四、これだけの事例があげられております。で、その内容はどんなものか、果して教育委員会が無理押しをしたのか、それとも知事側の方に教育に關しての理解に乏しいという点があつたのか、その概要の資料を出してもらいたい、なおその結末はどうなつておるのかというところに基く資料がここに出ております。これを見ますとね、ほとんどがこの教育を正常に維持するために、適正なる教員定数を確保するという点が両者の意見の相違点になつてゐるようです。そうして結末を見ますと、結論的には、いずれもこの知事側の案が最終決定して、教育委員会の案というものは否決されておりました。で、ここで推察されることは、これは公聴会で公述人も述べたわけですが、予算案の原案送付権があるがゆゑに、これはまあ伝家の宝刀となつて、教育予算がベストとは言わな

から、いばる方もなれつにならな

から質問が出ておりましたが、指導主事というものは、要するに教育委員会の補助機関だ、教育委員会が命令、監督権者だ、その補助機関である。補助機関なるがゆゑに、教育委員会と同じように命令、監督権を持たなければならぬといふことは、私は法律論としてはおかしいと思ふのです。補助機関だから、やはり補助機関自体が命令、監督権を持たなければいかぬというこ

は指導主事の仕事をしていく心がまえとか、態度とか、権柄づくであつてはいかぬというような点は、これは一般公務員全体についても當るかも知れませんが、特に教育の内容の指導の關係の職員でございますから、特別に注意しなければならぬというところは私も認めておるわけでございます。で、その保証につきましては、やはり先ほど申しましたように、私はこういう新法が出ましてもその点が変わると思ひません。態度ががらつと變つてそういうものになつてしまふとは私は考えま

問を返します。

案、条例案の原案送付権において混乱が起つたというので、その資料を出していただきた。で、当初この二本建問題の事例としては五つあげられたわけですが、その後道府県十六、市三、町四、これだけの事例があげられております。で、その内容はどんなものか、果して教育委員会が無理押しをしたのか、それとも知事側の方に教育に關しての理解に乏しいという点があつたのか、その概要の資料を出してもらいたい、なおその結末はどうなつておるのかというところに基く資料がここに出ております。これを見ますとね、ほとんどがこの教育を正常に維持するために、適正なる教員定数を確保するという点が両者の意見の相違点になつてゐるようです。そうして結末を見ますと、結論的には、いずれもこの知事側の案が最終決定して、教育委員会の案というものは否決されておりました。で、ここで推察されることは、これは公聴会で公述人も述べたわけですが、予算案の原案送付権があるがゆゑに、これはまあ伝家の宝刀となつて、教育予算がベストとは言わな

から、いばる方もなれつにならな

から質問が出ておりましたが、指導主事というものは、要するに教育委員会の補助機関だ、教育委員会が命令、監督権者だ、その補助機関である。補助機関なるがゆゑに、教育委員会と同じように命令、監督権を持たなければならぬといふことは、私は法律論としてはおかしいと思ふのです。補助機関だから、やはり補助機関自体が命令、監督権を持たなければいかぬというこ

は指導主事の仕事をしていく心がまえとか、態度とか、権柄づくであつてはいかぬというような点は、これは一般公務員全体についても當るかも知れませんが、特に教育の内容の指導の關係の職員でございますから、特別に注意しなければならぬというところは私も認めておるわけでございます。で、その保証につきましては、やはり先ほど申しましたように、私はこういう新法が出ましてもその点が変わると思ひません。態度ががらつと變つてそういうものになつてしまふとは私は考えま

問を返します。

案、条例案の原案送付権において混乱が起つたというので、その資料を出していただきた。で、当初この二本建問題の事例としては五つあげられたわけですが、その後道府県十六、市三、町四、これだけの事例があげられております。で、その内容はどんなものか、果して教育委員会が無理押しをしたのか、それとも知事側の方に教育に關しての理解に乏しいという点があつたのか、その概要の資料を出してもらいたい、なおその結末はどうなつておるのかというところに基く資料がここに出ております。これを見ますとね、ほとんどがこの教育を正常に維持するために、適正なる教員定数を確保するという点が両者の意見の相違点になつてゐるようです。そうして結末を見ますと、結論的には、いずれもこの知事側の案が最終決定して、教育委員会の案というものは否決されておりました。で、ここで推察されることは、これは公聴会で公述人も述べたわけですが、予算案の原案送付権があるがゆゑに、これはまあ伝家の宝刀となつて、教育予算がベストとは言わな

から、いばる方もなれつにならな

から質問が出ておりましたが、指導主事というものは、要するに教育委員会の補助機関だ、教育委員会が命令、監督権者だ、その補助機関である。補助機関なるがゆゑに、教育委員会と同じように命令、監督権を持たなければならぬといふことは、私は法律論としてはおかしいと思ふのです。補助機関だから、やはり補助機関自体が命令、監督権を持たなければいかぬというこ

は指導主事の仕事をしていく心がまえとか、態度とか、権柄づくであつてはいかぬというような点は、これは一般公務員全体についても當るかも知れませんが、特に教育の内容の指導の關係の職員でございますから、特別に注意しなければならぬというところは私も認めておるわけでございます。で、その保証につきましては、やはり先ほど申しましたように、私はこういう新法が出ましてもその点が変わると思ひません。態度ががらつと變つてそういうものになつてしまふとは私は考えま

問を返します。

案、条例案の原案送付権において混乱が起つたというので、その資料を出していただきた。で、当初この二本建問題の事例としては五つあげられたわけですが、その後道府県十六、市三、町四、これだけの事例があげられております。で、その内容はどんなものか、果して教育委員会が無理押しをしたのか、それとも知事側の方に教育に關しての理解に乏しいという点があつたのか、その概要の資料を出してもらいたい、なおその結末はどうなつておるのかというところに基く資料がここに出ております。これを見ますとね、ほとんどがこの教育を正常に維持するために、適正なる教員定数を確保するという点が両者の意見の相違点になつてゐるようです。そうして結末を見ますと、結論的には、いずれもこの知事側の案が最終決定して、教育委員会の案というものは否決されておりました。で、ここで推察されることは、これは公聴会で公述人も述べたわけですが、予算案の原案送付権があるがゆゑに、これはまあ伝家の宝刀となつて、教育予算がベストとは言わな

ら、原案送付権を削除することには賛成いたしかねるという意見を述べて参った次第です。で、この資料を拜見する限り、別に混乱も起っているようではございません。かつては、若干説明があつたわけですが、昭和二十三年発足以来今日に至るまで、この程度の件数で内容がこの程度であつたならば、特にこの一般行政との調和の混乱を防ぐために、この原案、条例の送付権を削除しなければならぬというところは、この資料からどうしても納得がいかないわけですが、この削除後において、この資料からわかりますように、果して教育に必要な最低限の教員定数は確保できるという見通しを持っておられるかどうか、その点について御所見を承わりたいと思ひます。大臣……

○国務大臣(清瀬一郎君) 新たな制度で平穩に運営し、適切な教員定数は確保せられるものと考えております。○矢嶋三義君 局長答弁。○政府委員(緒方信一君) 今の点は大臣お答えになりましたから、それ以上補足することはございません。○矢嶋三義君 あなたの方の分析は甘過ぎると思ふんですが、そこで話を進めて、今地方財政再建団体としての承認を受くべく地方公共団体が、法に基いて自治庁に申請中でございしますが、あの地方財政再建措置法を審議するときに、一体どの教育予算というのを確保されるのかどうか、それについて中央における文部大臣の発言権並びに地方における知事と教育委員会との関連について、ぜひぶん質疑がなされたわけでありますが、今着々とこれは進んでおりますが、文部大臣

はどの程度自治庁当局と交渉されて参りましたか。また今どの程度の再建計画が自治庁に提出され、いかように話が進められていくか、その状況をどういうふうに把握されておるか、お答え願ひいたします。自治庁長官とどういう話をしたか、それを承わります。そして内容的には局長から承わります。一ぺんも大臣は相談しておらぬのではありません。しておたら答弁して下さい。○政府委員(緒方信一君) ちょっと私からお答えいたします。再建計画につきましましては、まだ自治庁におきましても十分に出そろつたという段階じゃないのじゃないかと考えております。具体的に今までも文部省と自治庁と打ち合せをしたことはございせん。大体非常に総合的な範囲につきまして再建計画ができておりますので、具体的な教育問題につきましましての事項につきましまして特に打ち合せた事実はございせん。

○矢嶋三義君 自治庁がそういう計画を承認、確定する前に、文部大臣は十分この自治庁当局と交渉する必要があると思ふのです。私が要求したことに基いて自治庁から出されたこの資料に基くと、すでに申出団体数は府県で十四、市で九十二、町村で二百三十一、合計三百三十七と出ております。このうちで、今予算の二本建制等によって問題になりました教員定数の問題を取り上げてみますと、このあるいは六年、あるいは長くいつて九年、その程度の再建計画の中で、教員に対する退職勧告というのはいくらも出ておりまして、それで大体五十二、三才で退職勧告をして、そして給与の安い大学の新卒と入れかえよう、こういう再建計画をいずれの団体も立てているように承知であります。これは私が申さなくても、大臣御承知であります。昔の義務制学校の先生というものは、旧制の師範学校、それは当初においては、高等小学校を出て四年間学修すれば師範を出ておつたわけですが、その後この四年制が五年制になり、さらに専門学校へと昇格する過程をたどつたわけですから、要するに、若く就職ができた。従つて結婚年令といふものも若かつたわけですが、新学制になつて、いわゆる六・三・三・四で、いずれもこの義務制小学校の先生方といふものは大学を卒業するということになりました。従つて、結婚年令といふものも高くなつてくる、そうなる参りますと、五十二、三才という年令では、これはまだ子供さんが高等学校に入つていくくらいな年令で、これから非常に学費その他家庭の出費が多いという時期です。また教育者としても最も円熟した時期でございせん。しかもその後恩給法の改正で恩給を百パーセント支給を受けるのは五十五才になつていくわけですから、こういうものをあわせ考へるときに、いかにこの重要な地方財政再建計画を立てるにいたしたとしても、この教育の人員費にその計画案の中で非常に重点がかかつてきて、そういう方面に支拂されていくというところは、私は教育者を安んじて教育の場に精進していただく意味においても、また日本の教育的水準を維持向上させる上からいつても、これは私は文部大臣としては重大関心を払わなくちゃならぬ問題だと思ふ。だから私は、これは原案送付権とも関連があるわけですが、簡単に率直に伺いたい点は、これ

らの再建計画を自治庁が調べて承認を与えるわけですが、先般地方公務員法の一部改正法律案がわが国会で審議された場合の質疑応答並びにあの付帯決議の精神を生かすために、文部大臣としては、私は自治庁長官に対して再建計画に基くこれからの年次計画による教職員の退職勧告をやるに當つても、五十五歳以上の線までと計画をするよう指導してほしい。五十才とか五十一、二才で持つてくるようなそういう計画に対しては、教育を守るといふ立場から承認を与えることを文部大臣としては賛成いたしかねる、こういう私は積極的な意思表示を文部大臣として、自治庁長官になされてしかるべきだ。すでに僕はなされておられるかと思つておつたのですが、先ほどの答弁を承わりますと、まだ一度も協議してないといふことですが、そういうことを私はなさるべきであり、またそういうことを強く要請したいと思ふので、いかにかがございまいしょうか、御所見を承わつておきます。○国務大臣(清瀬一郎君) けさは私も、私の郷里から再建計画のことについて太田大臣に話してくれということ、けさも話したところでございまして、全体から見ても教員の退職につきましては、あなたのおっしゃることもよく拝聴いたしまして適當な交渉はいたしたいと思つております。○矢嶋三義君 これはかつて大臣が何回も答弁されたことですが、最低限五十五才という線は確保するように閣内において努力していただきたい。これは原案送付権がなくなつた後においては、都道府県教育委員会というのは非力になるのですから、解決できません。ん。その程度が守られなければ、有為なる学生諸君が私は教育者を志望しなくなつてくると思ふ。ひいては教育界に人を得ない、それが日本の教育の質的低下をもたらしてくると思ふ。簡単なようではなかなかな問題じゃないと思ふ。相当関心を払わなくちゃならぬと思うのですが、五十五才の最低限は守れるようにぜひ私は大臣は善処されてしかるべきだと思ひますが、それはどういふ御見解を持っておられますか。○国務大臣(清瀬一郎君) そのことは、かつて太田大臣もこの委員会でも陳述されたことであると存じます。適切な連絡はとりたいて思つております。○矢嶋三義君 この予算の二本建の問題で最近よく問題になつたのは、高等学校の授業料を値上げするかしらないかというふうなことでも、ぜひぶん教育委員会と議会側とが争つた事例があるわけですが、私の郷里熊本県において、再建計画をまさに議会で議決したそうとしておりますが、本年授業料を上げたにかかわらず、さらに高等学校の授業料を上げようという計画の中に盛り込んでおります。しかも定時制の高等學校まで授業料を上げるといふような計画があるようですが、これは本委員会においてかつて議論をされ、質疑もされたことですから、本年高等學校の授業料を上げ、さらにまた上げた。特に、ややもすれば低調になりがちな勤労青年教育の定時制高等學校の授業料をさらに上げるというところは、私は教育の機会均等の線を推進するといふ立場から何としても食ひとめなくちゃならぬ問題だと思ふのですが、これらも再建計画の中に各都道府県から

盛られてきつあるわけなんです。これらの問題というものは、予算の原案送付権というものが都道府県教育委員会になくれば、それはもう知事側から赤子の手をねじ上げられるようにやめてしまわなければならない。そういう点では、私はあの再建整備法を審議したときの経過からいって、文部大臣は自治庁長官と十分交渉をされ、閣内においても強力なる発言を文部大臣としてされるべきだと思うのですが、いかがでございますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 知事側が委員会と協議して適切になさると思えます。国全体の傾向については、自治庁長官とよく話をしたいと思います。

○矢嶋三義君 あなたの発言並びに今までとられた態度というものは非常に消極的でございます。失礼ですけれども、私はさう感じております。

それにもつてきて、さらに一般行政との調和をはかる意味においてという形で予算、条例の原案送付権というものを取りやめていくわけですが、私も本日質疑をいたしまして、この資料からでも、あなた方が言われるような一般行政との調和による混乱が起ったというものは認められませんか。またこういう原案送付権がなくなることによって、現在でも懸念されるところの教育予算というものが、最小限の教育を守るために必要な予算というものが確保されなくなるものではないか、こういう懸念はますます強くなるばかりでございます。従ってあなたがあげられました第一の理由というものは、これは私どもとしては否定せざるを得ない。これはこの程度にして……

第二の理由ですが、直接選挙では政治的中立性が保てない、だから公選制にしたのだ、これはいふん議論されました。これに対する資料を要求しました。その資料がここに出ておりますが、この資料を見ますと、教育委員の大部分は無所属ですね。特定団体に加入している人とか、あるいは政党所属の教育委員というものはきわめてまれであって、その大部分、七〇%から七五、六%の人々は全部特定の団体に入っていない、無所属というこの資料がここに出ております。だから今公選制で出た教育委員の色分けがこういう状況ならば、私は公選制だから政党色が出て、中立性が保てないというところは論議にはならぬと思うのです。りっぱにこれは中立性が保てるじゃないですか。この資料をどういうふうにごらんになりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私の今まで申し上げたことは、今日の日本の政界の情勢によつて、将来においては市町村に至るまで政党の支部ができる。私の方においても同様にいたします。そのうなるというよりは、将来において、教育委員会の選挙も政党の党派別でもって進むということになる傾向がきわめて濃厚だ、こういうことを申し上げておるのではありません。この新聞の調べ、その他ここに書いておることが、将来は過去の延長ではございますけれども、日本の激変期でございます。日本が二大政党になったのは、ようやく昨年の十一月のことです。現在の情勢においての話であります。これは、かつて議論されましたから、同じことを繰り返しません。これだけ画期的な改正をする根拠としては不十分で

すよ。ということとは、要求しました市町村教育委員諸君はどういう推薦母体をもつて選挙を戦い、教育委員になつておられるか、その資料を出していただきたいといったら、資料は出ない。あなたの推測のところを資料のかわりに書いて出さないといつたところが、七七・二六%は不明で、大部分の人というものは特定政党あるいは特定の団体の推薦による選挙なんかやらない。現状はこうなのです。それから、この現状の今後の推移状況に対する推測は、これはかつてもここで他の委員諸君から発言があったわけですが、教育委員会が発足した当初、公選制をとったときに、町村長の選挙で争った人がまた教育委員になるというようないさごさがあつたけれども、その後そういうものがなくなつて、だんだんと住民の目が肥えてきて、PTAとか婦人会、あるいは教員組合、青年団、こういう方々があの人に出てもらいたいという人を推薦することによつて、あまり見苦しい代議士の選挙戦のようになつてはなくて、適当な人が教育委員に選ばれるようになってきたというのが最近の、現在の傾向です。従つて過去と現在から将来を推した場合には、将来二大政党になつて、あなたがよく言う血で血を洗うような教育委員選挙が行われるだろうから、それでは中立性が保てないから、今の公選制を任命制に切りかえる、私はこれはきわめて誤まれる情勢分析に立っていると申すのです。この公選制を任命制に改めるその理由が、政治的中立性が保てないからというのであれば、もう少し明確な根拠がなければ、これは理由にならない。この柱もまた倒れたわけ

です。第三番ですね、あなたがあげられたのは、それは公選制では選挙ごとに新たな公選になり、安定が得られない、こういうことをあげられております。これが公選制を任命制に切りかえる理由になるでしょうか。先ほどもちよつとこれに関連した言葉が出てきたわけですが、それを懸念して、意を配つて都道府県教育委員会、市町村教育委員会は半数交代の選挙制度をとっているわけですから、何も公選制では安定が得られないから、だからこの任命制に改めたのだというところは、私は理由にならないと思つております。たとえば教育委員が三人だと、一人の人は四年に、もう一人は三年に、残り一人は二年に、こういう規定が新法案にあります。市長がかわればそのときに市長のおめがねになつた人を、毎年一人ずつ任期満了になつてくるわけですが、逐次かえつていくわけなのです。それと四人の教育委員を公選するその場合に、二人を二年ごとに半数改選するといふのはどれだけの差があるのですか。公選の選挙では安定が得られないから、だから改めるのだというの、きわめて私は根拠不十分だと思うのです。何人もそういう説明で納得する人はいないと思つております。これが、あげられた五つの理由の第三番目になつておりましたが、あらためて御所見を承わつておきましょう。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育委員の選挙は私は全員選挙と心得ております。しかるにわれわれのこの案では、付則第八条によつて、逐次任期がきまつております。それゆゑに教育行政は安定する、それからしてこの委員も身分の保障がありまして、自由自在に罷免はいたすのじゃございません。合議制で任命いたしますから、必ずしも一党一派に偏するものでもなく、また、たびたび言ひます通り、同じ党派からは二人しか出られない。教育委員というものは永続的の一つの体制として一つのエンティティとして継続し、委員会の安定は従つて教育方針の安定でありまして、今回の案はこの目的を達成するにふさわしいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 教育委員の選挙は同時選挙ではございますまい。今まで半数改選ですつと来ているでしょう、委員会の立法精神はさうなっているでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 二十九年の改正で一斉選挙になつております。

○矢嶋三義君 今度だけで……、それはあなた安定しないというなら、半数改選に改めたらいい、当初発足したようにしうすればいい。

○政府委員(緒方信一君) 現在の教育委員の選挙制度のことを今申し上げております。公職選挙法によりまして四年ごとに一斉改選の制度でございます。

○矢嶋三義君 それが公選制が安定が得られないという理由にはならぬでしょう。それは公選制がいいというところにあれば、安定を得ようと思つたら、二年ごととやるように改めたらいいじゃないですか。理由にはならないと思ふ。

○国務大臣(清瀬一郎君) われわれは今の制度と今回の制度とを比較しておるのです。あなたのおっしゃる通り選挙でも半数じゃなしに、そのうちの一年ずつ順次選挙するということはきんことではないのです。しかしながら現

在の制度は一人に全部改選するのです。この朝日新聞も間違っておりま
す。今まで一斉選挙です。そこで一斉
選挙と私どものだんだんの任期でや
っていくのとはこちらの方が安定す
る。理屈から言えば、選挙にしても一
人公職選挙法の改正をやつて、それ
は半数改選にもまた三分の一ずつ改
選しようと思へばできぬことはないの
ですよ。しかし、われわれは今の法律
を改正するこの法案ですから、今の
状態と改正した法案とだけを比べて
言つておるのであります。

○矢嶋三義君 教育委員会法の改正等の議論があつて、そうしてこの一部委員の任期を延長した、延長する必要が

生じた。そういうところから「育選挙」に相なっているわけであって、現行教育委員会法の発定当時から立法精神というものは、教育行政には安定が必要であり、激変があつてはならないという立場から半數交代制をとっているわけですから、今の教育委員会法による公選制というものが教育行政の安定が得られない、こういう私は断定にはならないと思う。半數の人の任期を延長したから、そういう結果になったのです。それはもとに戻すべきものでしょう。それで、もう一つ、

○國務大臣(清瀬一郎君) 私が五つあげまして、その第三に、教育行政の安定をはかると、現在のようにでは選挙ごとにとどかりと違う者が出てくるおそれがある。しかるにこういうふうになんだんとすれば安定する、こういう考え方です。それについてあなたは批判かたがたの質問をしておられるわけですが、私が先日説明したことの前提において、何らのあやまちもありません。

結果においてはまだ私の説をひるがすに
すに至っておらぬのでございます。

○矢嶋三義君　それは確かにこの法案が成立しなかったならば、この秋に令議員交代の選挙があることはその通りです。それは教育委員会法を再検討するからというので、都道府県教育委員、市町村教育委員の選挙を、法によって半数の人の任期を延長して本日に至っているから、この十月選挙をすればそれなるわけですけれども、そのときを過ぎれば教育委員会法の制定当時の本然の姿にかえって半数改選にすれば、何らこの安定が得られないという理由にはならない、理由が薄弱であることは明らかでございます。

そこで第四の理由としてあげられ、その点についてお伺いします。それは市町村教委と府県教委等に文部大臣が指揮監督ができない、だから連係がとれるようにしたい、こういうことを理由としてあげられました。今度の新法によって文部大臣は全国の教育委員会に対して指揮監督権を強化すると、その必要があると、かようにお考えになって、この法案を出されたというのを当初答弁されているんですが、さうでございいますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現在の教育行政は文部大臣、それからして県の教育委員会、地方の教育委員会、この三段階に割つておることは御承知の通りであります。そして県の教育委員会と地方の教育委員会とは大体並立の形であります。これでは日本の教育全体の方にいかにも疎遠でありまして、連絡が少いのです。たびたび私申す通り、教育は国民全体に対してやるのだ、それからして日本のこういう一

民族の國家でありますからして、均
齊を得た水準ある教育をやりたい、一
方地方分権は教育においてもむろんい
いことでありますから、地方において
分権して別々の委員会が教育をやりつ
つ、しかも全体として調和を得た、均
齊を得たものをやろう、とういうのが
教育の理想でございます。そのために
は五十一一条において文部大臣と各委
員会とは、まあ縦の連絡もよく保てる
ようにしておりまするし、教育委員会
同士横の相談もできるようにいたす、
ここにこの苦心の一端があるのであり
ます。この案はそれだけを目的とした
ものじゃございませんが、そういうこ
とによって教育の目的を達しようと思
えておる、それを申し上げたんでござ
います。

くならないというふうな意味じゃございせん。同じ程度の指導をたくさんの場合にしなければならぬことになりやせんかかと私どもは思つておるのでござい
ます。

○矢嶋三義君 大臣、どうしてそう何
ですか、日本人らしくない言葉を使う
のですか。この法が成立すれば、教育
に關して——そのことが私はいいとな
悪いとかを言っているのじゃないので
すよ。地方の教育行政並びにその運営
についての文部大臣の発言力というも
のは、これは今よりは強くなりますね
これは否定されますか。そうしたら今
までの質問をみなやり直さなければな
らぬですよ。

○國務大臣(清瀬一郎君) その発言力
といつて、私の声の力が強くなるとい

た、中央集権的なこの傾向が強まってくるのじゃないか、言いかえれば政府の発言権が強くなって、政府の意向地方の教育に影響を及ぼす度合いというものは現行法よりは強まってくるではないか、これはだれが考えてもかることだと思ふのです。そういうとが一つ問題になって質疑が行われましたが、今もあなたはなかなかその二回しをややこしくして、あっさり認めておりません。そこで私は、この法律案の審議の山は、一番その大事なのは、現行法とこの委員会法とを比較対照していつて、比較対照していつて果して一部改正であるのかどうなのか、現行教育委員会法の立法精神といふものは多く生きているのか、そして枝葉だけが、末梢的なところがちよつ

○矢嶋三義君 具体的に逐条的なことは今伺いませんが、この新法案が成立した暁においては、文部大臣の発言権というものは従来よりは強化されるということを否定されますかどうかという点について、

○國務大臣(清瀬一郞君) 忙しくはなるとは思います。しかしながら、教育はたびたび申す通り、命令、服従の関係でいたすんでありますから、権力が強化されたというのは、言葉がちょっと

うのじゃ少し語弊がありますけれども、現にたびたび御質問のあったように、五十二条では教育本来の目的を達成しないような場合、または違法であるような場合、その時分にはまあ措置の要求等もいたすようになっておりますからして、その意味において、文部省のすることは多いのでありますが、しかし指揮監督、命令といったようなことの力が別段強くなったのじゃござ

ちよつと變つた一部改正であるか、それとも現行の教育委員會法の立法精神というものは相當變つたのであるか、どうかという点とか、あるいは国の責任という立場から、これはまだ議論があると思ひますが、国の責任という立場から、中央政府、文部省の関与權、關与する度合いというものがどの程度現行法より強まるのかどうか、それは現行法とこの法案と比較對照して審議し

と強過ぎるかと思ひます。文部省は忙しくなると思ひます。

○矢嶋三義君 忙しくなるといふことは何ですか。やはり指導權や發言權といふものは、私はそれは不当だといふことを言っているのではない。指導權、發言權といふものは從來よりも強化されるわけですね。

○國務大臣(清瀨一郎君) 指導をしなければならぬケースは多くなろうと思ひます。しかしながら、その指導が強い

いませんから、そのところを私の言う意味を御了解下さるようにお願ひいたします。

○矢嶋三義君　この法案審議に入った当初、あなたは、この法案は現行教育委員会法のごく一部の改正であると、われわれの相当現在の教育委員会の性格というものは、かなり変る根本的な改正ではないかという例をあげての質疑に対して、これは一部の改正だ、かように答弁されて参っております。ま

ていけばよくわかると思う。そこに私はこの法律案の審議の一番重点があるのと思つております。そのうちのたとへば一つ、研究集会等については、きのう、きょうちよつと出たわけでありすが、ああいう形でやれば、これに対する答えははっきり出てくると私は考えます。

ところがここで、これに関連したことでも承わりますが、私が要求した資料に「左の諸新聞の記事のなかから

には、次のような趣旨のものがあつたが、これは法案に対する誤解によるものと思われ」として、新潟日報社説の三月二十二日をあげておられます。この新潟日報の社説には、「政府の発言を強めるという方式をとらう」として、「書いている方式をとらう」として、「書いてあるが、これは誤解だ」というふうに書いて出しているのだから、この局の気持がわからぬのがね。明らかにこのあとを、私言つたようにとにかく対照していればわかりますが、政府の発言を強めるという方式をとらうとして、いゝで、発言強まるでしようが、なぜこういうものをわざわざプリントにするのですか。今度の法案で政府の発言が今までよりは弱まるなんて思ふ人は、私はおらぬと思ふのだ、正常な能力を持つ者は。どうですか。どういうわけでこんなものをプリントにするのですか、そして資料として出して……、伺います。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお尋ねの前段のことが少し私の言ったのと違ふのですから、これを指摘してから後に、新潟日報のことをお答えいたします。私はこの委員会の初めにおいて、あなたの方のお問いに対して、教育委員会の本質は変わらぬといふことを申し上げたのです。で、私は一部改正、全部改正という数量的のことよりは、わが日本において今まで経験しなかつた合議制の執行機関としてこの教育委員会を置く。しかも、教育委員会の仕事は何かと言へば、列挙すれば十個条、十五個条にもなりますが、要するに地方における学校の管理、教員の

執務、それをレーマン・コントロールでやると、こういう教育委員会の本質はちつとも変わらぬ。規定の数は非常に変えましたが、ほとんど全部書きかえておりますが、そこを言うたのでございませう。あの当時の問答を想起されんことをお願いいたしますのでございませう。それから新潟日報の社説が私が誤まりといたしましたことは、このうちに、市町村長のそれぞれの教育委員会に対する権限を強めて、さらにその権限を強められたその首長の上に、政府の発言を強めておると、(その通りじゃないですか、どが違ふ)と呼ぶ者あり) そうはいたしておらないのです。首長の上に対する政府の発言は同じであります。それからもう一つ、その次を見て下さい。この法案は、地方分権と教育の民主化を中央集権にすりかえた、そうじゃございませぬ。地方分権もございませぬ。教育の民主化もあるのではありません。それを中央集権にすりかえたといふと、すっかり地方分権もなし、民主化もなくなつてしまつて、それを中央集権にすりかえた、集権といつても権利はありやせぬ。指導、助言をするのです。中央集権じゃありやせぬ。この案をよく見ますと、地方分権と民主化を全部やめて、それにかゝるのに中央集権を持ていつたといふのは、あまりにも誇張が過ぎております。そうじゃございませぬ。民主主義も残つてゐるのです。(少しは残つてゐる)と呼ぶ者あり) 民主主義も残つてゐる。やはり地方の教育委員は議会で選定するのです。これ民主主義です。これ民主主義です。中央集権じゃございませぬ。政府からだれを教育委員にしろなんといふ

ことは、一言も言うんじやないのです。地方でおきめになるんです。地方分権の趣旨は残つております。中央集権といつたところが、指揮も監督もしやしませんです。指揮も監督もせないといふ文部省設置法はそのまま残つております。だから、中央集権じゃございませぬ。すりかえたなんといふのは言い過ぎですよ。そのことを言つておるのです。

○矢嶋三義君 文部大臣、極端なことを言うものじゃございませぬよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 極端なことを言つておるのです、これは。

○矢嶋三義君 たゞは、今までは都道府県の委員会が全く自主的に、何人の制約を受けることなく、この事務局の長である教育長、自分らが一番信頼のできる教育長を選ぶということが全く自由で、自主的にでき、それが一番大事な仕事だつたわけでしょう。それを今度は、都道府県教育委員諸君だけの考えで、都道府県教育委員諸君だけの考えで任命ができません、と、もかく文部大臣の承認を得なければならぬといふその一つだけでも、中央集権的な傾向に幾らか動いたことは否定できませんでしよう。

それからまた公選制、任命制については、ずいぶん議論されたから今この段階では言ひませんが、今度新法案に盛り込まれている任命制よりは、住民と親しみのある、また住民が責任を持てる現行公選制の方が、より教育の民主化を目ざす方向だといふことは、これは反論できないと思ひます。地方分権も教育の民主化もせろになつて、中央集権オールになつたといふことを、新潟日報は書いていませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたが今

おつしやる通りに書いておれば、私はそれまで指摘せぬです。それはなるほど直接公選のことを、間接といひましようか、間接の選挙にはしておるのです。それからまた県の教育委員長を承認するといふ規定もございませう。そういうことを読者によくわからせて書いてくれれば、それは言わぬが、地方分権と教育の民主化を中央集権にすりかえたといふのは、どういふわけですか。置かへたといふのは、前のものはな

く、置きかへることです。(説弁言いなさるな)と呼ぶ者あり) そうです、すりかへるというの。そんなことを言へば、地方の人はすりかへられたかと思つておられますからして、すりかへたなんて——すりかへていませぬよ。それをすりかへたかのごとく信用ある新潟新聞がおつしやると、新潟の読者は、それは大へんだ、民主主義がなくなつて中央集権になる、そんなすりかへた案だつたら反対だといふ気が起きるのです。新聞は社会の木鐸です。行き過ぎていけませんし、行き足りぬでもいかぬ。ちやうどいかにいかにいかに、ぬるかつたらかぜひくし、熱かつたらけがします。そういうところを押えて木鐸がやつてくれるといひたいなことをおつしやられては困る。

○矢嶋三義君 その今の錢湯論、おかしいと思ひます。しかし、まあこんなことで水かけ論でもしようがないでしようが、私は新潟日報の社説は、これは誤解しているものじやないと思ひます。賢明なる新潟県民がこれを見て、あなたの言われるように、こういうふう

にすりかへてオール・ナッシングになつたとか、賢明なる新潟県民思つちやおりませぬよ。私の要求に基いてこんな資料出すのはどうかと思ふんですね。ともかくないんだ。この法案を百パーセント堂々と支持している論説とか、それから徹底的に法案を無意識にあるいは意識的に誤解して、とんでもない論説だといふようなものが、見つからないわけですね、あなたの方に。だから、こういうものが出てきたわけで、国民の声はこの法案に反対しているといふことは、こゝではっきり私はしていると思ひます。従つて、大臣に私は再考を促しておきます。

そこで約束の時間が来つたありますが、さつき大臣は、教育委員会を合議体の執行委員会と云々と言はれておりましたが、何ですか、あれで合議体の執行委員会になつてゐるのでしょうか。市町村教育委員三人でしよう。そうしてこの中の一人が教育長になるわけですね。だから、こういう場合が考えられるわけですよ。この人は教育長、それから教育委員、そしてこの人は教育委員長にもなる場合がある。そうすると、これは教育長で原案を作る。そして教育委員会に助言をする。そして教育委員会から指揮監督を受ける。何のことかわからないですよ。こんなもので何ですか、合議体の執行委員会と言へるのですか。緒方局長は当初から、こういう構想をもつてこれを推進したので、あなたの方の御見解はどうですか。これは合議体の執行機関になつておられますか。監督する人が監督されたり、おかしいじやないですか。これは大野伴睦か三木武吉案でしよう。加えて二で割るといふのでしよ

うにすりかへてオール・ナッシングになつたとか、賢明なる新潟県民思つちやおりませぬよ。私の要求に基いてこんな資料出すのはどうかと思ふんですね。ともかくないんだ。この法案を百パーセント堂々と支持している論説とか、それから徹底的に法案を無意識にあるいは意識的に誤解して、とんでもない論説だといふようなものが、見つからないわけですね、あなたの方に。だから、こういうものが出てきたわけで、国民の声はこの法案に反対しているといふことは、こゝではっきり私はしていると思ひます。従つて、大臣に私は再考を促しておきます。

そこで約束の時間が来つたありますが、さつき大臣は、教育委員会を合議体の執行委員会と云々と言はれておりましたが、何ですか、あれで合議体の執行委員会になつてゐるのでしょうか。市町村教育委員三人でしよう。そうしてこの中の一人が教育長になるわけですね。だから、こういう場合が考えられるわけですよ。この人は教育長、それから教育委員、そしてこの人は教育委員長にもなる場合がある。そうすると、これは教育長で原案を作る。そして教育委員会に助言をする。そして教育委員会から指揮監督を受ける。何のことかわからないですよ。こんなもので何ですか、合議体の執行委員会と言へるのですか。緒方局長は当初から、こういう構想をもつてこれを推進したので、あなたの方の御見解はどうですか。これは合議体の執行機関になつておられますか。監督する人が監督されたり、おかしいじやないですか。これは大野伴睦か三木武吉案でしよう。加えて二で割るといふのでしよ

うにすりかへてオール・ナッシングになつたとか、賢明なる新潟県民思つちやおりませぬよ。私の要求に基いてこんな資料出すのはどうかと思ふんですね。ともかくないんだ。この法案を百パーセント堂々と支持している論説とか、それから徹底的に法案を無意識にあるいは意識的に誤解して、とんでもない論説だといふようなものが、見つからないわけですね、あなたの方に。だから、こういうものが出てきたわけで、国民の声はこの法案に反対しているといふことは、こゝではっきり私はしていると思ひます。従つて、大臣に私は再考を促しておきます。

そこで約束の時間が来つたありますが、さつき大臣は、教育委員会を合議体の執行委員会と云々と言はれておりましたが、何ですか、あれで合議体の執行委員会になつてゐるのでしょうか。市町村教育委員三人でしよう。そうしてこの中の一人が教育長になるわけですね。だから、こういう場合が考えられるわけですよ。この人は教育長、それから教育委員、そしてこの人は教育委員長にもなる場合がある。そうすると、これは教育長で原案を作る。そして教育委員会に助言をする。そして教育委員会から指揮監督を受ける。何のことかわからないですよ。こんなもので何ですか、合議体の執行委員会と言へるのですか。緒方局長は当初から、こういう構想をもつてこれを推進したので、あなたの方の御見解はどうですか。これは合議体の執行機関になつておられますか。監督する人が監督されたり、おかしいじやないですか。これは大野伴睦か三木武吉案でしよう。加えて二で割るといふのでしよ

うにすりかへてオール・ナッシングになつたとか、賢明なる新潟県民思つちやおりませぬよ。私の要求に基いてこんな資料出すのはどうかと思ふんですね。ともかくないんだ。この法案を百パーセント堂々と支持している論説とか、それから徹底的に法案を無意識にあるいは意識的に誤解して、とんでもない論説だといふようなものが、見つからないわけですね、あなたの方に。だから、こういうものが出てきたわけで、国民の声はこの法案に反対しているといふことは、こゝではっきり私はしていると思ひます。従つて、大臣に私は再考を促しておきます。

そこで約束の時間が来つたありますが、さつき大臣は、教育委員会を合議体の執行委員会と云々と言はれておりましたが、何ですか、あれで合議体の執行委員会になつてゐるのでしょうか。市町村教育委員三人でしよう。そうしてこの中の一人が教育長になるわけですね。だから、こういう場合が考えられるわけですよ。この人は教育長、それから教育委員、そしてこの人は教育委員長にもなる場合がある。そうすると、これは教育長で原案を作る。そして教育委員会に助言をする。そして教育委員会から指揮監督を受ける。何のことかわからないですよ。こんなもので何ですか、合議体の執行委員会と言へるのですか。緒方局長は当初から、こういう構想をもつてこれを推進したので、あなたの方の御見解はどうですか。これは合議体の執行機関になつておられますか。監督する人が監督されたり、おかしいじやないですか。これは大野伴睦か三木武吉案でしよう。加えて二で割るといふのでしよ

う。緒方初中教育局長の考えじゃないと思う。これは教育を冒瀆するものですよ。どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 新潟新聞その他新聞を選んでくれた政府委員の方から、選定のことについて補充して陳述いたします。合議体のことはそのあとで私が申し上げます。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど事務局当局はどうして出したかというお話でございましたが、新潟日報の第一点でございまして「財政権をもつ府県首長や市町村長のそれぞれの教委に対する権限を強めて、さらにこの権限を強められた首長の上に、政府の発言を強めるという方式をとろうとしている。」これは政府、府県知事、府県教育委員会、こういう三段階の方式をとろうとしていてこれには書いてございまして、その点は誤解である、かような意味でございまして。

○湯山勇君 文部大臣、あなたは、これはちょっと私は言葉じりのようですけれども重要な問題ですから申し上げたいのですが、先般私が新聞論議で支持しておるもの、あるいはそうでないものをお出し願いたいと申し上げたときに、そんなことはなかなか手間がかかって出せない——それはあなたのところにはたくさん部下がいっぱいいるのだから、あなたが一々目をお通しにならなくても、そういうふうなところを選んであなたからお出し願えればいいのだというのを申し上げたときに、いやそういうわけにはいかぬ、出す以上は私は責任をもって出すから私が見るということ、大へん明確におっしゃって、その御態度には私も敬服しました。今は、今度はそう

じゃなくて、政府委員が見つけたんで、それは説明させる。これは私首尾一貫しないので、ちょっと大臣にその点、前の私どもに対する御答弁と、ただいの御態度とは非常に違っておるの、これは一つ御釈明をお願いしたい。そのときそのときじゃ困るのですから……。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はそのときも、選定のを私自身がみんな選ぶと言ったのじゃないのです。百もの新聞が毎日発行するものを、どうして私が選べますか。けれども、政府委員が選んでも、私が目を通さぬという、ここへお出しすることはできぬと言ったのです。それでこの新聞は目を通して出したので、私より一応の答えをいたしました。ところが、矢嶋さんより、どうして政府委員はこんなものを選んでかというおしかりがありましたから、選んだ経過を述べたのです。私も新潟新聞についてお答えをしております。私が検閲してここへ出したのですから、お答えしております。しかし、いやしくも政府委員はなぜこういうものを選んでのか、ほかにないのかというふうなさつきお問いがありまして、それはまだ答えが済んでおりませんから、それで今補充して答えをしてもいいのであります。で、初めから私が言うたように、全国百二十の月刊新聞を全部私が目で見て選ぶというんじゃないんです。選ぶのは補助者が選びますけれども、また出すのには読んでから出さなきゃなりませんから、ただ国会において今晚出せとおっしゃってやる——あのときたしか今晚までということでしたが、それを見ていくわけにいかぬと、こう言うたのであって、あなたは大へん御記憶がよくて、前の私の

答えて今の答えと対照されますけれども、答えただけではいけません。問いと答えとを対照してのことではなければ、正確じゃありません。

○湯山勇君 正確に言いますから……。大臣は非常に、こちらの言うたことを大臣が言うたような格好にしましておるんです。あなたは非常にそういう点はおわかりのいい方ですから、間違いないと思えますけれども、大臣が出せないとおっしゃるから、私どもの方で、政府委員の方にお選ばしにして、最終的には大臣がそれを目を通してお出しになったらいじやありませんか……。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りしたんです。

○湯山勇君 ですから、それはこちらが言ったことなんですよ。大臣がそう言ったことじゃないので、大臣はそれでも、いや私はどうしても責任をもつて出すので、私が選んで出さなきゃならぬと、こういうことでしたから、それはそうしていただいでけっこうだと言ったわけ、大臣の方からそうおっしゃったんじゃないで、われわれの方からそう申し上げて、で、大臣がそういうふうになされたんだらうと思うんですが、今の御答弁では大臣がそう言うておししたようですから、これは間違いないと思えますから、一つ御確認願いたいと思えます。

○国務大臣(清瀬一郎君) こんなことで固執しようとも何とも思いません。じゃけれども、やはり選んで出したらよかれども、私が読んでこれを出したらよかれども、決裁して出しておるんです。それもちょっと手間は要ることですよ。(笑)

○矢嶋三義君 まあ、この新潟日報の社説は深くはやりません。しかし、私が要求した資料に答えるものとして、は、不十分ですね。これは局長は今その言われまされども、何でも、何で、何で、財政権を持つ府県知事や市町村長のそれぞれの教委に対する権限を強める、これは間違いないです。権限は強まります。さらにこの権限を強められた首長、権限は強まるが、しかし再建整備法一つ見ても、中央政府の都道府県知事に対する発言権は非常に強くなっている——強くなれば、何でも県民の税金を使って各都道府県知事は、しょっちゅう東京に来るんですか。何ら中央政府のそういう影響がなかったならば、住民の税金だけで自分の考えで都道府県政はやるのなら、来る必要はないです。最近のどの法律を見たら、政府の都道府県に対するところの発言権というものは強まりつつあるじゃないですか。明白なことじゃないですか。この新潟日報の何は一つも違っていないやしませんよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) そのすりかえがちょっと……。

○矢嶋三義君 すりかえて、そんな電報の中すりかえたいのと違いますよ。そうしてこれは、こんなことで時を費やしますのは何ですか、賢明な国民の判断にまかせます。ともかくこの法案を積極的に支持する堂々たる論説は見つからぬという一語に尽きると思ふんです。ずいぶん資料を出していただきたが、さぞかし探すのに苦労されたらうと、その点はその労を多としておきます。

ところで文部大臣、さつき合議体の

執行委員会の性格たり得るかどうかというのを大臣は答弁がなかったわけ、していただきます。かつてあなたは株主總會をあげられましたが、これはもう言う必要はありません。そんなものは問題になりません。

それから人事委員会のことを言われるかもしませんが、かつて言われましたが、これは言う必要ありません。人事委員会は、事務局長と人事委員は兼ねることができるといふようなことになっていくんですが、原則としては地方公共団体が予算的に困るとか人物難に陥った場合には異例的に兼ねることができるといふ、兼ねることができるとなっている。ところが、今度の法案ではそうじゃないんですよ。教育委員三人任命して、その中の一人を教育長にしなければならぬということになっておる。現行教育委員会法は、私は今までどなたか言われたから言いませんが、教育委員というものはやっぱり識見を持ったしろとがよいのだと、教育長は専門職でなくちゃならぬと、そうして教育委員諸君は最も信頼できるところの教育専門家である教育長を選任することが一番大事な仕事である、かように教育委員会法ができたとときには解説していただいた。そうして、私も第一回の教育委員会に立候補した。ところが、駐留軍から、矢嶋君しかからぬ、選挙辞退せよと言われて、途中で私は辞退させられた苦しい思い出を持っておるものですが、そういう指導を教育委員会法については受けてきたのです。それを今度は教育委員、その中の一人を必ず教育長にしなければならぬ。あなたよく人事委員会をあげ

執行委員会の性格たり得るかどうかというのを大臣は答弁がなかったわけ、していただきます。かつてあなたは株主總會をあげられましたが、これはもう言う必要はありません。そんなものは問題になりません。

それから人事委員会のことを言われるかもしませんが、かつて言われましたが、これは言う必要ありません。人事委員会は、事務局長と人事委員は兼ねることができるといふようなことになっていくんですが、原則としては地方公共団体が予算的に困るとか人物難に陥った場合には異例的に兼ねることができるといふ、兼ねることができるとなっている。ところが、今度の法案ではそうじゃないんですよ。教育委員三人任命して、その中の一人を教育長にしなければならぬということになっておる。現行教育委員会法は、私は今までどなたか言われたから言いませんが、教育委員というものはやっぱり識見を持ったしろとがよいのだと、教育長は専門職でなくちゃならぬと、そうして教育委員諸君は最も信頼できるところの教育専門家である教育長を選任することが一番大事な仕事である、かように教育委員会法ができたとときには解説していただいた。そうして、私も第一回の教育委員会に立候補した。ところが、駐留軍から、矢嶋君しかからぬ、選挙辞退せよと言われて、途中で私は辞退させられた苦しい思い出を持っておるものですが、そういう指導を教育委員会法については受けてきたのです。それを今度は教育委員、その中の一人を必ず教育長にしなければならぬ。あなたよく人事委員会をあげ

執行委員会の性格たり得るかどうかというのを大臣は答弁がなかったわけ、していただきます。かつてあなたは株主總會をあげられましたが、これはもう言う必要はありません。そんなものは問題になりません。

それから人事委員会のことを言われるかもしませんが、かつて言われましたが、これは言う必要ありません。人事委員会は、事務局長と人事委員は兼ねることができるといふようなことになっていくんですが、原則としては地方公共団体が予算的に困るとか人物難に陥った場合には異例的に兼ねることができるといふ、兼ねることができるとなっている。ところが、今度の法案ではそうじゃないんですよ。教育委員三人任命して、その中の一人を教育長にしなければならぬということになっておる。現行教育委員会法は、私は今までどなたか言われたから言いませんが、教育委員というものはやっぱり識見を持ったしろとがよいのだと、教育長は専門職でなくちゃならぬと、そうして教育委員諸君は最も信頼できるところの教育専門家である教育長を選任することが一番大事な仕事である、かように教育委員会法ができたとときには解説していただいた。そうして、私も第一回の教育委員会に立候補した。ところが、駐留軍から、矢嶋君しかからぬ、選挙辞退せよと言われて、途中で私は辞退させられた苦しい思い出を持っておるものですが、そういう指導を教育委員会法については受けてきたのです。それを今度は教育委員、その中の一人を必ず教育長にしなければならぬ。あなたよく人事委員会をあげ

ますが、これは違います。言う必要はない、それから公安委員会をよくあげられませんが、警察は一部の人は国家公務員であり、一部の人は地方公務員であって、警察法を見ればわかるように、あの公安委員会と教育委員会とは、仕事の内容からいっても、法の組み立て方が全然違います。だから、人事委員会とか公安委員会というものは全然例になりません。ましてや、株主総会などは論外です。(笑)

果して……今言ったように、三人の教育委員を出して、一人は教育長になる。極端な場合は、これが教育委員で教育長で、そうして教育委員長で、もう一人が副委員長で、これが平です。そうしてあなた、原案を出して説明をして、助言をして、指揮して、指揮されて、そんなことで合議体の執行機関と言えらるかどうかですね。おかし

いじゃありませんか。
○国務大臣(清瀬一郎君) 私の答えを先へ言ってしまったおられるのであります。今、今回の案の教育委員会は、やはり合議体の執行機関であります。都道府県の教育委員会は五人であります。どこの合議体でも、座長はこれを作らなければ会議が進みませんから、一人は議長になります。町村においても、五人を原則としたしております。
○矢嶋三義君 三人の場合があるで

しょう。
○国務大臣(清瀬一郎君) それからして、今町村合併の進行最中でありますから、たいていこの九月までには済むと思ひますけれども、やはり昔の古い、戸数三千くらいの町村があるもので、三人にする場合も予見いたしております。しかしながら、三人であって

も、三人の人が相談すれば合議体でございませう。現に人間の一番大切な命さる裁判所の裁判所は、五人です。これを合議裁判所としておるのです。一人は裁判長。五人だからして合議じゃないという御論は、これも少し形が過ぎたのではございませうか。三人でも合議をすれば合議体でございませう。そのうちのまた一人が座長になることも、これも合議体たるを妨げません。三人のうち一人が、三人でございませう。その一人が執行するとい

う任に当ることも、合議体たるの本質を傷つけるものではございませう。それゆえに、今回の案で教育委員会全体の本質いかんといえ、独任制ではない、合議制の執行機関だ。これは日本では珍しいことで、この特徴を維持しておるということを私は申し上げたのでございませう。

○矢嶋三義君 今あなたが合議制の執行機関と言ったから、それに関連して比較対照して議論する場合にいたします。後藤財政部長がおいでになっておりますから、一言だけ承わっておきます。それは御承知のように、この法案には現行で保障された予算の原案送付権がなくなつたわけですが、過去の二本建予算等から見ても、要するに教員の定数、これを中心に、教育委員会側と知事側が対立を過去において来たしたようです。確かに二本建予算によつて最小限の教員の定数というものが守られて参つたわけですが、最近地方財政の再建計画等が議題になつてくると同時に、この原案送付権というものがなくなつた場合に、果して必要な

最小限の教員定数は確保できるかということは、ずいぶん懸念されております。あなたから出していただいた資料をここで申し上げませんが、公共団体から逐次申請がなされておるよう

で、その再建計画をあなた方は検討されておると思うのですが、先ほど文部大臣からもちょっと御見解を承わりました。長く申すから申しませう。三・三・四の大学を卒業して教員免許状をもらつて就職する、その一つの要素、それから五十二、三才、まさに教育者として内熟してきた年令それから恩給は五十五才になつて一〇〇%支給される、それからわが国の社会保障政策はどの程度に行われておるかということ、あなたは御承知の通りである。これらの問題を勘案するときに、将来の日本の教育界を背負つて立つ教育者に、優秀なる適格者を確保するためには、やはり私は若い青年に希望というものを持たせなくちゃならぬ、そういう立場から、各県の再建計画に盛り込んで

いる、五年あるいは九年の再建年次計画において、教職員を五十二、三才で整理する、こういう計画というものは文部大臣としては遺憾だと、少くとも五十五才の線に文部大臣としては持つていくように自治庁長官に要望したい、また努力する考えだと、こういうことを申されておられますが、再建計画を申請し、承認を与える場合に、自治庁当局としてはどういう態度をとられておるのか、私は承わりたいと思つて

います。なお、あわせて承わりますが、三十一一年五月三十一日付の昭和三十年度末における勤務年数別退職者数調べとい

う、この提出されました資料ですね、この資料を見ますと、退職した人の勤務年数は、男性に比べて女性にはるかに低い。これは結婚というよりなことで、共稼ぎをやめるというよりな要素もありましよう。しかし私たちが今まで入手している情報によりまして、やはり財政の再建計画の一環として、男性に比して女性の教師を、年若くして退職勧告の対象にするということとは事実あるわけですね。そういうことは好ましくないことだということ、は、かつて文部大臣も本委員会でも答弁し、努力されることを言明されておるのですが、本日に至るまで文部大臣は自治庁から一回も協議にあずからない、文部大臣も積極的に自治庁長官に会つて要望するなり、話し合いをしたこともないということ、先ほどから話されておるわけですが、それだけに私は、本法案において予算の二本建制が削除されるということと合せ考えると、非常に心配になる面があるわけですね。そこであなたにお答え願いたい点は、一般行政との調和をはかるという立場から、予算の原案送付権というものは削除になるわけですが、その後における教育予算の確保にいかうに御協力なさるお考えであるか。さらに当面この再建団体の再建計画を、これに承認を与えるために、これを調査されているわけですが、たとえば先ほど私が申し上げました教職員の退職勧告の年次計画についての年令の問題等については、どういう方針でこれを扱われておるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) お答えいたします。教育委員会の二重予算の規定が

ありました当時は、この財政の、一体財政の責任者はだれかという、つまり財政権をめぐつていろいろの問題が起つたわけでありませう。そのためにいろいろの事件が起つたのでありまして、まあこの辺で一つ、われわれとしてはこの財政の責任を明確にしたいだきたいという意味から、かねがねこの問題を問題にしておつたのでございませう。従つて、私もから考えますと、財政の責任がこれで一応明確になつたということになるのであります。おっしゃいます通り、それでは教育委員会とそれから地方団体当局との間の問題はどうかということでありませう。教育という問題は重要な問題であります。地方行政の根幹をなす問題であると考えておりますので、将来にいたしましては、やはり従来以上に密接な関係を持つて、それを予算の上に反映するような格好において指導していきたい、かように考えておるのであります。再建計画の場合には、この問題が必ず問題になつてくるのであります。

で、われわれの考え方としては、義務教育と、それから一般の義務教育以外の、主として高等学校の問題であります。この教育費の問題は区分をして考えております。義務教育は、御存じの通り、昭和三十三年ないし四年が、小学校は大体ピークであります。それから中学は来年がピークで、それから三十六、七、年ごろにもう一ぺんピークが現われて参ります。で、このピーク時、それ以後の問題を、ピーク以前の状態とあわせて再建計画をどのようにするか、この問題が全体の問題としてあるわけでありま

建計画を立てるときには、参議院の付帯決議も関連があるから、五十五歳程度で計画を立てよう、こういうふうに指示すれば、指導すれば、あの自治庁長官の答弁、それから文部大臣の答弁と、それとが一致するわけなんです。その年令をあなた方は言わないで、そうして実際はそれが五十一あるいは五十二、比較的に条件のいい福岡あたりで五十四という数字が出てこざるを得ないように、実際はそうなっておるわけなんです。そのところ、なかなかあなたのところは要領いいと思います。

実際指導されるときに、自治庁長官が国会で答弁されたように、五十五歳以上という線で指導されてはいかがですか、それが私は筋が通るのだと思います。がね。

○政府委員(後藤博君) 私どもの太田大臣のお話は確かに、私も聞いておったのでありますが、停年制をされる場合には、大体五十五歳がいいのではないかと、こういうことをおっしゃったのではないかと思います。これは停年制をやるかやらないか、やる前提に立てば、五十五歳という停年が妥当ではないかというお話であつたと私も思っております。停年制を果して各府県がやるかどうか、こういう問題がございます。私どもは財政の観点だけから見えておりますと、やる県はごく少数じゃないか、大府県は停年制を県の場合にはやるかもしれませんが、小さい府県は年令構成から申しましてちょっと無理じゃないか、こういうふうに財政の観点だけから申し上げることができると思ひます。市町村になりますと、これは全体的に停年制というものが必

要ではないかと思ひますけれども、県だけ取り上げて申しますと、今申し上げたようなことになります。従つて、おっしゃいますように、県はおそらく停年制を私はやらぬのじゃないか、やれないのじゃないか。そういう職員があまりいないのであります。従つて、停年制をやるのは少し先の問題ではないか、かように私どもは考へておるのであります。従つて……。

○矢嶋三義君 若くして首切られるということになるのです。それで文部大臣、いいですか。最後に文部大臣の答弁を求めましょう。ともかく結論的には、五十一、二歳で先生方は無理やりに退職させられるという事態が起つてくるわけですよ。どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今財政部長の答弁は、自治庁の方針として私も聞きましたが、それはそれでいいと思ひます。

○矢嶋三義君 全国の教師は泣きますよ、そういう大臣の答弁を聞いたなら。

○湯山勇君 それじゃ、今日はこの程度で……。

○委員長(加賀山之雄君) 一般質疑はもうございせんですか。(「あるけれども、しようがない」と呼ぶ者あり) それでは、本日はこの程度で委員会を散会いたします。

午後五時三十一分散会

昭和三十一年五月二十四日印刷

昭和三十一年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局